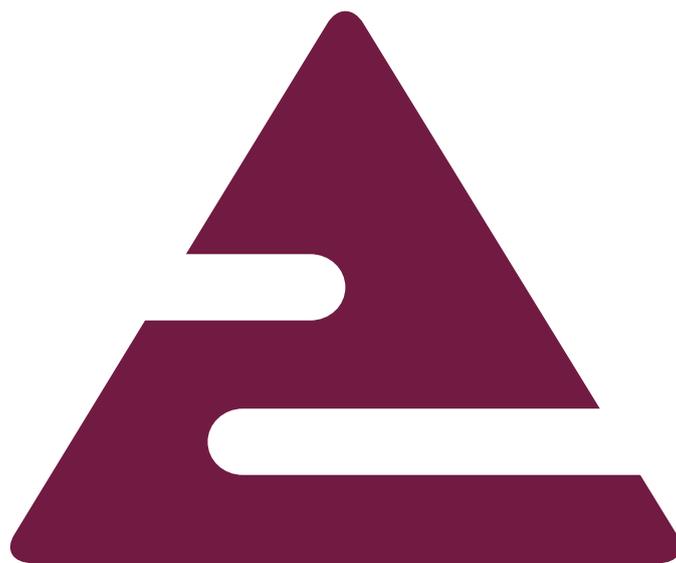


えびの市過疎地域持続的発展計画

素案

(令和8年度～令和12年度)



宮崎県えびの市

目 次

1 基本的な事項

(1) 市の概況	1
自然条件	1
歴史的条件	1
社会的条件	1
経済的条件	1
過疎の状況	1
産業構造の変化	3
地域の経済的な立地特性	3
社会経済的発展の方向と概要	3
(2) 人口及び産業の推移と動向	3
(3) 市町村行財政の状況	6
(4) 地域の持続的発展の基本方針	9
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	9
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	10
(7) 計画期間	10
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	10
(9) SDGs(持続可能な開発目標)の推進	11

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点	12
(2) その対策	13
(3) 計画	13
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	14

3 産業の振興

(1) 現況と問題点	14
(2) その対策	16
(3) 計画	18
(4) 産業振興促進事項	22
(5) 公共施設等総合管理計画との整合	22

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点	22
(2) その対策	23
(3) 計画	23
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	23

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点	24
(2) その対策	25
(3) 計画	25
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	28

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点	29
(2) その対策	30
(3) 計画	31
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	31

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点	32
(2) その対策	34
(3) 計画	35
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	36

8 医療の確保

(1) 現況と問題点	37
(2) その対策	37
(3) 計画	38
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	38

9 教育の振興

(1) 現況と問題点	39
(2) その対策	39
(3) 計画	40
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	41

10 集落の整備

(1) 現況と問題点	42
(2) その対策	42
(3) 計画	42
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	43

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点	43
(2) その対策	44
(3) 計画	44
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	44

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点	45
(2) その対策	45
(3) 公共施設等総合管理計画との整合	45

過疎地域持続的発展特別事業分(再掲)	46
--------------------	----

1 基本的な事項

(1) 市の概況

〔自然条件〕

本市は、宮崎・熊本・鹿児島3県の県境、南九州のほぼ中心に位置し、面積282.93km²、平地標高約230mの盆地状の田園都市である。市の南部を20余りの火山からなる霧島山が形成し、その山すそは北に向かってなだらかな傾斜の台地となっており、北部は九州山地が南下し、これを形成する連山が急傾斜で南に向かっている。この両山系に囲まれた中央部に川内川が西へ流れをとっている。気候は盆地特有の寒暖明白な内陸性気候で、年間平均気温17.6℃、年間降水量3,452mmとなっている。

〔歴史的条件〕

旧藩時代は薩摩藩に属し、明治22年の町村制施行により飯野村、加久藤村、真幸村が置かれ昭和30年までにそれぞれ町制を施行、昭和41年11月3日に3町が合併し「えびの町」となり、さらに、昭和45年12月1日に市制を施行して「えびの市」となった。令和2年12月1日には市制施行50周年を迎え、次の50年に向けた施策が求められている。

〔社会的条件〕

本市を取り巻く社会的条件として、鉄道については明治42年に肥薩線が、大正元年に吉都線がそれぞれ開通し、古くから農林産物の流通に貢献してきた。また、高速道の整備は計画的に進められ、平成7年の九州縦貫自動車道全線開通により、宮崎・鹿児島の近郊都市へは約1時間、福岡・北九州へは約2～3時間で行けるようになり、平成16年度には念願であったえびの人吉間が完全4車線化で供用開始された。国道は、221号（人吉～都城）・268号（水俣～宮崎）・447号（えびの～出水）があり、これに主要地方道3路線、一般県道8路線、市道996路線が一体となった交通ネットワークを形成している。

〔経済的条件〕

本市のもつ交通の結節点としての機能は、南九州の各拠点都市を結ぶ中心都市としての位置づけ、人的・物的な交流拠点都市としての優位性をもたらしている。この特性を生かしての企業の誘致・集積が可能であり、今後も令和3年4月より分譲を開始したえびのインター産業団地への企業立地を推進し、就業機会の増大及び地域の活性化につながることを期待される。誘致企業においては、市の特性と豊富な自然的資源等を有機的・複合的に利活用することで、市の経済的発展に大いに寄与することが期待されている。

〔過疎の状況〕

① 人口等の動向

本市の人口は、昭和25年の41,000人をピークに年々減少の一途をたどり、特に昭和30年代後半から40年代にかけて、高度経済成長下における都市部への急激な人口流出が続き過疎化が起こった。

その後、大都市圏への過度な人口集中や、過疎対策の行政措置が講じられたこと、第2次ベビーブームの影響などにより人口流出は鈍化の傾向をみせた。昭和56年の陸上自衛隊えびの駐屯地の誘致や大型小売店舗の進出等による新たな雇用の創出によって人口減少に歯止めがかかった時期もあった。さらに、企業の誘致、高等学校・専門学校の誘致等により若年層を中心とした人口定住を図ったが、人口減少への抜本的な解決には至っていない。また、国や県の出先機関の再編を受けて、本市で多くの公共機関が縮小・廃止となり、それに付随して定住人口の減につながった。さらに、陸上自衛隊えびの駐屯地が大幅な人員減となり、真に人口問題について懸念されている。

本市は合計特殊出生率が全国平均よりも高い水準にあるが、高齢化の傾向が特に顕著であり、年少人口及び生産年齢人口が減少していることから、地域活力の衰退を防ぐために解決すべき多

くの課題を抱えている。

過疎化の要因としては、若年層の流出や若年女性人口の減少であると考えられ、特に若年女性の人口が大きく減少していることから、出生数が減少傾向にあり、死亡数が出生数を上回る自然減の状態にある。また、若年層を中心に進学や就職を機に市外へ流出することなどに影響を受け、社会減の状態も続いている。

② これまでの対策

平成2年度から平成11年度までのえびの市過疎地域活性化計画では、「産業の振興」と「環境の整備」を基本目標に掲げ、諸施策を推進してきた。人口流出が続き、地域社会機能が低下し、生活環境が他の地域と比べて低位であり、また、財政基盤も脆弱な中で、農林畜産業の生産基盤整備、矢岳高原をはじめとする観光施設の整備、市道、農道を中心とした交通網の整備、防災施設やごみ処理施設、上水道や公園などの生活環境の整備、高齢者福祉施設の整備、学校教育施設や文化施設、地区体育館の整備、国際交流センターの整備など、市民生活の基本的な施設整備を中心に、地域活性化を図るための諸施策を推進し、高等学校・専門学校の誘致や企業誘致を図ってきた。

平成12年度からのえびの市過疎地域自立促進計画においては、生産基盤整備、観光施設整備、交通網整備を推進し、特に、高齢者対策として養護老人ホームの移転改築、市立病院の医療機器の高度化などに力を入れ、更に、公営住宅整備や企業誘致に努め人口の定住促進を図ってきた。

また、学校教育関連施設の耐震化の推進や、人づくり、地域づくりのための拠点整備として飯野地区コミュニティセンターの建設を行ってきた。

過疎地域自立促進特別措置法の失効期限が6年延長されたことによる平成22年度から平成27年度までのえびの市過疎地域自立促進計画においては、生産基盤整備、観光施設整備、交通網整備を推進し、特に、道の駅・物産館整備事業に力を入れ、さらに、上水道などの生活環境の整備や、過疎地域自立促進特別事業を活用した子ども医療費助成事業、医師確保対策推進事業等を実施し、福祉の向上や医療の確保に努めてきた。また、引き続き学校教育関連施設の耐震化の推進を行ってきた。

平成23年に発生した東日本大震災の影響により5年間延長された過疎法に基づき、平成28年度から令和2年度までを計画期間とするえびの市過疎地域自立促進計画においては、企業誘致をより進めるための産業団地整備に加え、交通網整備の推進、進行する人口減少及び高齢化に伴う後継者不足に歯止めをかけるための移住・定住の促進及び交流人口の増を図った。防災食育センター整備事業、施設一体型小中一貫教育校整備事業を実施したほか、移住・定住支援推進事業、Uターン住宅改修等定住促進事業、新婚世帯家賃助成事業などの推進により人口増に向けた取組を行ってきた。

令和3年から令和7年度までのえびの市過疎地域持続的発展計画においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機に起こった社会・経済の構造的変化を見据え、その対策を長期的な視点により推進するとともに、DX（デジタル・トランスフォーメーション）から市民が取り残されることのないよう、SDGsの基本理念である「誰一人取り残さない世界」に基づき、施策の展開を図った。また、持続可能な地域を目指すために、心のふるさと寄附金推進事業、企業誘致事業、小規模事業者持続化支援事業、スマート農業推進事業、行政手続オンライン化事業、自主防災組織育成・強化事業などを実施した。

③ 現在の課題と今後の見通し

本市においては、平成2年、平成7年に策定したえびの市過疎地域活性化計画に引き続き、平成12年、平成22年にえびの市過疎地域自立促進計画を定め、更に、令和3年にはえびの市過疎地域持続的発展計画を策定して、過疎対策・人口対策に取り組んできた。しかし、依然として続く若年層を中心とした人口流出には歯止めがかかっておらず、令和32年（2050年）には人口が1万人を下回るものと推測している。

これからも持続可能な本市を形成し、地域活力を向上させるため、これまでも取り組んできた人口減少対策を更に、推進する必要があることから、引き続き、産業団地への企業誘致を行うことで地域経済を押し上げ、安定した雇用を創出するとともに、働く世代のライフステージ（結婚・妊娠・出産・子育て）に応じた切れ目のない支援を行い、インフラ整備や地域内外の連携を深

めることで、住みよいまちづくりを進め、様々な分野における発信力の強化により交流人口の増加や市外向けにU I J ターンを含めた移住促進を図るなどの移住・定住を促進する一方、高齢者によるこれまでの経験や知見を活かした地域づくりやそれぞれの活躍の場における後継者の育成など、本市に暮らすあらゆる人が魅力を感じるまちづくりを進めていくことが強く求められている。また、地域における情報化の推進や地域の安心安全の確保に向けた地域コミュニティの強化、更には、本市が持つ地域資源を磨き上げていくとともにそれらを効果的に活用することにより、本市の持続的発展が図られるものと考えられる。

〔産業構造の変化〕

本市における産業の中心は、社会情勢の変化に伴い、第1次産業から第3次産業へと移行してきており、第3次産業就業者は本市の就業人口の約半数を占めるほどになった。第1次産業就業人口構成割合は減少傾向にはあるが、県と比較すると依然として高い数字であり、本市の基幹産業として位置づけられる。（表1-1（4）参照）

〔地域の経済的な立地特性〕

本市の南部は霧島錦江湾国立公園の北端に当たり、北部は九州山地の南端に当たる。中央部には水量豊かな川内川の恵みを受けた肥沃な盆地在が広がっている。雄大な自然景観を誇るえびの高原をはじめ、県立矢岳高原や白鳥森林公園、県内唯一の京町温泉郷などの自然・観光資源に恵まれている。また、南九州の中心に位置し、高速道を中心とする交通網の整備・発達により周辺都市や空港へのアクセスにも優れ、企業の誘致・市場の拡大等が期待される。

〔社会経済的発展の方向と概要〕

「宮崎県の市町村経済計算」によると、令和3年度における市内総生産額は598億4,100万円であり、前年度と比べて1.4%の増加であった。

本市における総生産の割合が大きい業種である農業は、平成22年に発生した口蹄疫発生前の水準まで回復したが、令和3年度は前年度と比べて0.8%の減少となっており、高齢化による農業後継者不足が課題となっているため、新規就農支援や農業承継を積極的に推進するとともに、今後は生産性の向上や収益の増加に資する施策の一層の推進が求められる。一方、総生産の割合が農業に次いで大きい製造業については、令和3年度は前年度と比べて15.4%の増加となっていることから、引き続き、地域に根差した産業の振興を推進していく必要がある。

国勢調査における就業人口については、依然として続く人口減少を背景に、平成27年から令和2年までの5年間に650人、率にして7.0%の減少となっている。本市経済発展のためには働く場の確保が不可欠となっており、地場産業の育成とともに、産業団地への企業誘致を積極的に推進し、雇用機会の増大を図ると同時に、労働力の確保に資する各種施策を展開し、活力ある経済を目指す必要がある。

（2） 人口及び産業の推移と動向

① 人口の推移と見通し

本市の人口は、市制施行された昭和45年当時に28,972人であったが、昭和50年代まで減少が続いた。その後第2次ベビーブームや昭和56年の陸上自衛隊えびの駐屯地開設の影響もあり、昭和60年にはいったん微増に転じている。しかし、それ以降の人口が増加に転じることはなく、令和2年国勢調査においては20,000人を下回り、17,638人となっている。

表1-1(1) 人口の推移(国勢調査)

区 分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成27年		令和2年	
	実 数	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	37,508人	27,241人	△27.4%	26,826人	△1.5%	19,538人	△15.3%	17,638人	△9.7%
0歳～14歳	14,062	5,741	△59.2	5,042	△12.2	2,179	△22.5	1,930	△11.4
15歳～64歳	20,931	17,844	△14.7	16,183	△9.3	9,694	△22.0	8,219	△15.2
うち15歳～29歳(a)	7,405	4,944	△33.2	3,493	△29.3	1,801	△39.3	1,561	△13.3
65歳以上(b)	2,515	3,656	45.4	5,600	53.2	7,665	△0.5	7,489	△2.3
(a)／総数 若年者比率	19.7%	18.1%	—	13.0%	—	9.2%	—	8.8%	—
(b)／総数 高齢者比率	6.7%	13.4%	—	20.9%	—	39.2%	—	42.5%	—

※男女別人口の推移(国勢調査)

区 分	平成22年10月1日		平成27年10月1日			令和2年10月1日		
	実 数	構 成 比	実 数	構 成 比	増 減 率	実 数	構 成 比	増 減 率
総 数	21,606人	—	19,538人	—	9.6	17,638人	—	△9.7%
男	10,134人	46.9%	9,208人	47.1%	9.1	8,339人	47.3%	△9.4%
女	11,472人	53.1%	10,330人	52.9%	10.0	9,299人	52.7%	△10.0%

人口総数については、平成22年から令和2年までの10年間で3,968人、率にして18.4%の減となっており、昭和60年における第2次ベビーブームの影響による一時的な増を除き、人口減少が続いている。なお、男女別の構成比について目立った変化はなく、男女ともに減少しているが、これまで展開してきた子育てに関する施策を一層充実させ、出生率の低下を抑制させることが必要となっている。

自然動態においては、出生数が減少傾向にある一方、死亡数が増加傾向にあり、第1次ベビーブーム前後に出生した世代が後期高齢者となり、更に、その差は拡大することが予想される。

また、社会的増減においては転出が転入を超過している状況が続いており、特に、それぞれの年においてばらつきはあるものの、15歳から29歳の若年層の減少率が目立っており、進学や就職を機に市外へ転出する実態を反映しているものと思われる。

また、平成27年度の本市の人口は19,538人で、令和2年度においては17,638人と9.7%の減少率となっており、減少の加速度が早まっている状態である。国立社会保障・人口問題研究所の令和5年推計を加味すると、2045年には10,000人を割り込むペースで減少が進むとみられており、人口減少を抑制するための諸施策を推進していく必要がある。

表1-1 (2) 人口の見通し

(国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5年推計)」)

(単位:人)

	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年
えびの市 人口推計	17,638	15,645	14,061	12,600	11,264	10,018	8,876

② 産業構造の現況と今後の動向

本市の15歳以上就業者総数は、人口減少に伴い令和2年に8,641人となっている。産業別には、農業を中心とした第1次産業が大きな割合を占めていたが、高齢化や担い手不足などの要因により減少が続いてきた。平成以降は第3次産業が大きな割合を占めるようになり、基幹産業である農業の衰退への危機感から、近年は新規就農対策やスマート農業の導入に力を入れている。令和2年における第1次産業の就業者数は1,908人であり、平成27年と比較すると12.2%の減少で、全体に占める割合も23.4%から22.1%と1.3ポイントの減少となっている。就業人口の減少に併せ、構成比の約半分を占める第3次産業も同様に減少しているが、県全体と比較すると第1次産業の割合が大きいのが本市の特徴である。

表1-1 (3) 産業別人口の動向

(単位:人、%)

区 分	昭和45年	昭和50年		昭和55年		昭和60年		平成2年	
	就業人口 (構成比)	就業人口 (構成比)	増減率 %	就業人口 (構成比)	増減率 %	就業人口 (構成比)	増減率 %	就業人口 (構成比)	増減率 %
総 数	15,583	14,324	△8.1	14,503	1.2	14,097	△2.8	13,478	△4.4
第1次産業	9,935 (63.8)	8,083 (56.4)	△18.6	6,734 (46.4)	△16.7	5,996 (42.5)	△11.0	4,625 (34.3)	△22.9
第2次産業	1,542 (9.9)	1,878 (13.1)	21.8	2,604 (18.0)	38.7	2,596 (18.4)	△0.3	3,187 (23.6)	22.8
第3次産業	4,105 (26.3)	4,343 (30.3)	5.8	5,164 (35.6)	18.9	5,505 (39.1)	6.6	5,664 (42.0)	2.9

区 分	平成7年		平成12年		平成17年		平成22年		平成27年	
	就業人口 (構成比)	増減率 %								
総 数	12,870	△4.5	12,229	△5.0	11,408	△6.7	10,176	△10.8	9,291	△8.7
第1次産業	3,883 (30.2)	△16.0	3,245 (26.5)	△16.4	2,954 (25.9)	△9.0	2,530 (24.9)	△14.4	2,172 (23.4)	△14.2
第2次産業	3,091 (24.0)	△3.0	2,915 (23.8)	△5.7	2,457 (21.5)	△15.7	1,924 (18.9)	△21.7	1,877 (20.2)	△2.4
第3次産業	5,894 (45.8)	4.1	6,062 (49.6)	2.9	5,966 (52.3)	△1.6	5,543 (54.5)	△7.1	5,165 (55.6)	△6.8

区 分	令和2年	
	就業人口 (構成比)	増減率 %
総 数	8,641	△7.0
第1次産業	1,908 (22.1)	△12.2
第2次産業	1,730 (20.0)	△7.9
第3次産業	5,003 (57.9)	△3.2

(国勢調査) ※分類不能の産業は含まれない

表 1-1 (4) 産業別就業人口構成割合 (単位：%)

区 分		昭和 50年	昭和 55年	昭和 60年	平成 2年	平成 7年	平成 12年	平成 17年	平成 22年	平成 27年	令和 2年
第1次 産 業	本市	56.4	46.4	42.5	34.3	30.2	26.5	25.9	24.9	23.4	22.1
	県	29.2	23.7	21.9	17.9	15.0	13.1	12.7	11.4	10.8	9.8
第2次 産 業	本市	13.1	18.0	18.4	23.6	24.0	23.8	21.5	18.9	20.2	20.0
	県	22.6	24.5	24.1	26.5	26.6	25.3	22.8	20.8	20.6	20.7
第3次 産 業	本市	30.3	35.6	39.1	42.0	45.8	49.6	52.3	54.5	55.6	57.9
	県	48.2	51.8	54.0	55.5	58.4	61.3	63.6	64.3	66.5	69.5

(国勢調査)

(3) 市町村行財政の状況

① 行財政の現況と動向

本市は平成14年に財政健全化計画を策定して以降、必要に応じて計画の見直しを行いながら歳出の圧縮をはじめ、起債の抑制、基金の積み増し等の財政健全化に努めた結果、財政健全化判断比率における実質公債費比率及び将来負担比率といった各数値は比較的良好な状態にある。

また、過疎地域自立促進特別措置法が制定された平成12年度においては0.26であった財政力指数(平成10年度から平成12年度までの3か年平均)は、公債費の減などにより令和元年度は0.36(平成29年度から令和元年度までの3か年平均)へ上昇している。

一方で、行政サービスの多様化、国の緊急経済対策に基づく財政出動の増加、定住対策及び交流人口の増加など重要課題への対応に伴い財政規模は拡大を続けており、財政の弾力性を表す経常収支比率は高い数値を示している。

また、インフラ整備や公共施設の整備などの投資的経費の伸びにより、地方債現在高も平成26年度には増加に転じており、さらに、これらの地方債に対する元金償還が始まったことにより、今後は公債費の増加が続くことが見込まれている。

自然災害などに対する臨時的な対応も増加する中、自主財源の割合が低い本市においては、今

後更に、厳しい状況が続くことが予想されるため、過疎対策事業を活用しつつ、本市の持続的な発展を可能とする財政運営が求められている。

② 施設整備の現況と動向

公共施設の整備については、これまでの過疎対策事業等によりほぼ順調に進んできた。道路（市道）については、改良率が令和5年度末で67.4%、舗装率が74.8%へと改善された。上水道普及率については、令和5年度末で95.9%、水洗化率については82.1%となっている。小中学校危険校舎については、平成25年度には小学校、中学校の両方において面積比率0%となり、改修が完了している。

その他、過疎地域持続的発展計画において進めてきた、各観光施設、永山運動公園、八幡丘公園、えびの高原、小・中学校、文化センター、自治公民館などの施設を整備したことで過疎地域の生活基盤整備や産業振興に係る施設整備、人口定住促進対策を推進してきた。

今後は、厳しい財政状況を見極めながら、公共施設マネジメントの推進により、各施設に関する今後の方針整理を行い、公共施設の更新優先順位等を明確にし、本市における行政経営を効果的・効率的に運用することとしている。

表1-2 (1) 行財政の状況 (単位：千円、%)

区 分	平成12年度	平成22年度	令和元年度	令和5年度
歳入総額 A	12,921,893	11,674,251	13,214,541	14,315,795
一般財源	8,502,955	7,266,594	6,738,100	7,396,398
国庫支出金	1,330,226	1,712,756	1,847,496	2,245,929
県支出金	809,188	884,151	1,038,784	1,173,916
地方債	884,600	725,872	793,915	491,025
うち過疎債	339,000	179,300	418,200	373,600
その他	1,394,924	1,084,878	2,796,246	3,008,527
歳出総額 B	12,670,525	11,311,315	12,588,219	13,943,295
義務的経費	5,972,488	5,288,178	5,233,225	5,971,690
投資的経費	2,326,448	1,393,639	1,696,963	1,302,341
うち普通建設事業費	2,233,380	1,347,909	1,588,091	1,095,076
その他	4,371,589	4,629,498	5,658,031	6,669,264
うち過疎対策事業費	1,987,103	1,903,510	2,596,618	3,678,213
歳入歳出差引額 C(A-B)	251,368	362,936	626,322	372,500
翌年度へ繰越すべき財源 D	2,985	47,114	130,018	116,281
実質収支 C-D	248,383	315,822	496,304	256,219

財 政 力 指 数	0.263	0.327	0.362	0.351
公 債 費 負 担 比 率	20.8	13.6	8.1	9.7
実 質 公 債 費 比 率		8.8	2.5	4.2
起 債 制 限 比 率	9.8			
経 常 収 支 比 率	91.4	91.4	94.8	96.5
将 来 負 担 比 率		—	—	—
地 方 債 現 在 高	13,401,604	7,461,681	8,998,079	8,417,181

(地方財政状況調)

表 1-2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和元 年度末	令和5 年度末
市道改良率 (%)	35.4	52.0	58.1	64.3	66.3	67.4
市道舗装率 (%)	62.6	63.2	67.7	72.8	74.3	74.8
農道延長 (m)	199,301	144,881	171,140	207,870	197,748	197,748
耕地 1 ha 当たり 農道延長 (m)	51.3	40.8	43.0	53.5	53.9	53.9
林道延長 (m)	50,954	54,377	49,336	28,252	28,252	33,422
林野 1 ha 当たり 林道延長 (m)	5.8	5.9	5.4	3.1	3.1	3.4
上水道普及率 (%)	73.8	80.0	87.4	88.4	91.2	95.9
水洗化率 (%)	—	—	43.7	65.4	78.6	82.1
人口千人当たり 病院、診療所の病 床数 (床)	16.6	17.2	16.1	12.5	13.6	9.9
小学校危険校舎 面積比率 (%)	12.3	8.1	6.0	0.3	0.0	0.0
中学校危険校舎 面積比率 (%)	5.2	0.7	0.7	0.0	0.0	0.0

(公共施設状況調)

(4) 地域の持続的発展の基本方針

過疎地域対策緊急措置法が制定された昭和45年に市制を施行して以来、本市において若者を中心とした人口流出や高齢化に伴う過疎化は進行し、基幹産業である農業の担い手不足や農村の集落機能の低下、地域経済の変化など多くの変化をもたらした。

一方、社会基盤の整備をはじめとした各種過疎対策を展開してきた結果、道路交通網、生活基盤整備、施設整備等においては一定の水準まで達してきた。

近年は、激甚化する自然災害に対して未然に防止し、被災してもしなやかに回復できる再起力が求められており、引き続き防災・減災、国土強靱化に対する取組が求められている。

ソフト面においては、子育て対策や医師確保対策など市民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現のために取り組んでおり、更に近年は関係人口の増加を目指す取組を進めてきた。

本市の持続的発展のためには、地域資源や豊かな自然を生かした地域づくりを更に進めるとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機に起こった社会・経済の構造的変化でもとめられる対策を推進するとともに、特に国が進めるDX（デジタル・トランスフォーメーション）から市民が取り残されることのないよう、SDGs（持続可能な開発目標）の基本理念である「誰一人取り残さない世界」に基づき、施策を展開する必要がある。

また、少子高齢化社会においては、社会的包摂に基づく施策による地域社会の維持が強く求められている。

このため、本市は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法及び宮崎県過疎地域持続的発展方針の趣旨を踏まえ、過疎地域である本市が引き続き非過疎地域となることを目指しつつ、地域活性化等の取組を積極的に推進するため、持続的発展に資する以下の項目を基本的な方針とする。

① 持続可能な地域社会の形成

日本国内の人口減少及び少子高齢化が続く中、本市においても一定の減少は続いているものの、コロナ禍を経て、U I Jターンを含めた若者・子育て世帯を中心に、多様なライフスタイルの実現を求めて、地方移住への関心が高まってきており、地方への人の動きも活発化しつつある。

若年層を中心とした人口減少を抑制するためにも、これらの流れを的確に捉え、情報通信技術を利用した働き方への取組をはじめとして、受入環境整備の推進によるU I Jターン希望者の呼び込みや子育て環境の充実など、人口増加に資する各種施策に取り組む。

一方で、高齢化社会を迎えている本市において、シニア世代を核とした地域づくりを更に推進し、ひとが住み、暮らしやすさを実感することができるための環境づくりが求められており、地域経済やコミュニティへの好影響を与える施策を展開することによって持続可能な地域社会の形成を目指していく。

② 地域資源等を活用した地域活力の更なる向上

本市は恵まれた自然的条件の下、米の食味ランキングで特Aの評価を得たヒノヒカリや全国にも名高い宮崎牛などの農産物の品質の高さは市内外に知られるところであり、今後も本市の基幹産業である農業を持続させていくためには、担い手の確保や効率的な農業経営の推進が不可欠である。また、地理的にも利便性の高い産業団地を生かした企業誘致を実現し、人・モノの交流を活発化させていくことにより、地域活力の向上を目指す。

さらに、本市にはえびの高原や温泉など、多種多様な観光資源がある。観光客を呼び込み、アウトドア、スポーツ及び文化等による体験型・周遊型観光を推進し、過疎地域ならではの魅力・特性を生かした活力ある地域を形成していく。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

地域の持続的発展の基本方針において掲げた基本方針に基づき、計画期間内の基本目標を以下のとおり設定する。

①人口に関する目標

目標指数	現況値 (R6. 10. 1 現在)	目標値
15 歳～49 歳の女性の人口	2, 058 人	1, 842 人

②移住支援策を活用した市外からの移住者数目標値

令和 6 年度実績値	令和 12 年度 (目標値)
70 人/年	100 人/年

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

(5) に掲げる基本目標の達成状況については、中間評価（令和 8 年度から令和 9 年度）及び最終年度（令和 12 年度）の状況により評価する。

その際、人口に関する目標については現住人口及び令和 7 年国勢調査により、移住者数については市内の実績をとりまとめ、評価とともに公表するものとする。

(7) 計画期間

本計画の期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 か年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画に位置づけられた公共施設の整備に当たっては、「えびの市公共施設等総合管理計画」に掲げられた、公共施設等の管理に関する以下の基本的な考え方にに基づき事業を進めていくこととする。

①保有総量の縮小による将来更新負担額の軽減

減らす

現在利用されておらず、将来にわたる利活用の見込みが低い施設については廃止・用途変更を検討する。

廃止となった施設については、売却・除却等を検討する。

利用状況の検証や施設間の調整等を図り、施設の統合・複合化を推進する。

増やさない

新規施設の建設や施設の更新等が必要となった場合、まず既存施設の有効利用（機能移転、複合化、用途変更等）について検討する。

将来的な維持管理コストの試算を必ず実施した上で新規整備を判断する。

②長寿命化の推進によるライフサイクルコスト軽減

長く使う

今後維持していく施設については、計画的な点検や修繕等により、予防保全型の維持管理を実施し、施設の長寿命化を図る。

各公共施設等の長寿命化の具体的な方針に関しては、それぞれの個別計画において定める。

③施設管理の効率化によるコスト削減

無駄を省く

今後維持していく施設の管理に当たっては、民間委託の推進や指定管理者制度の導入などの民間ノウハウを活用する取組を推進しつつ、PPP/PFI など、民間の資本、経営能力及び技術力を活用した施設管理の効率化やサービスの向上等について検討を行う。

(9) SDGs（持続可能な開発目標）の推進

本市が抱える人口減少、高齢化といった課題に対する取組を進める中、国のSDGs推進本部が定める実施指針の「今後の推進体制」において、地方自治体は「各種計画への反映として様々な計画にSDGsの要素を反映すること」、「文化、風土、組織・コミュニティなど様々な地域資源を活用し、持続可能な社会を形成する「地域循環共生圏」の創造に取り組む等、自治体における多様で独自のSDGsの実施を推進すること」が期待されている。

このため、本市が定める過疎地域持続的発展計画において、それぞれの分野ごとにSDGsの目標を関連付け、共通する指針として推進していくこととする。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成



※関連するSDGs（持続可能な開発目標）

本市は過疎化の進行による人口減少、後継者不足、急激な高齢化、地域活力の減退などの多くの課題を有する。これら過疎化のもたらす様々な弊害の防止のためには、人口流出に歯止めをかけ、移住・定住の促進を図り、交流人口の増についても力を入れながら活力ある地域づくりを行う必要がある。

幸いにも本市は、豊かな自然環境や観光資源、文化や人情などの魅力にもあふれており、これらの優位性を産業振興、生活環境整備、地域文化の振興、福祉充実などの諸施策に有効に生かし、U I J ターン者の受入れや、特に若年層の市民が希望をもって生涯設計できるようなライフステージに応じた切れ目のない支援、交通の立地条件を生かした企業誘致を促進し、持続可能な地域社会の形成や地域活力の更なる向上を図っていかねばならない。

(1) 現況と問題点

① 移住・定住

持続可能な地域社会の形成や地域活力の更なる向上を図るために必要な定住促進対策については、これまで産業の振興や企業誘致などのほか、陸上自衛隊えびの駐屯地の誘致、高等教育機関の誘致などにより進めてきた。しかし、若年層の流出や婚姻数の減、出生数の減などにより、人口は減少の一途をたどっており、定住人口の増加という根本的な課題の解決には至っていない。

新型コロナウイルス感染症の影響により、地方回帰の動きが活発になっており、本市においても市外からの移住相談、空き家バンク利用登録者数は増加しているが、相談者等へのニーズ対応ができていないと言えない。

今後は、総合的に定住対策を進めると同時に、新規就農者や田舎暮らしを希望する人などに対するきめ細やかなサポートが必要とされ、それらU I J ターン者の受入れのための体制整備を図っていく必要がある。

② 地域間交流

本市は、恵まれた自然環境、観光資源、文化歴史資源等を有しており、また地理的・社会的な優位性も持っている。これらの要素を産業・観光・福祉・文化・教育等様々な分野で活用していくことが過疎地域からの自立や持続可能な地域社会の形成、地域活力の向上には不可欠である。諸分野での基盤・体制整備を進めると同時に、本市の持つ優位性を生かし、都市や近隣市町村との連携を深め、人的交流を促進していく必要がある。

ふるさと納税については、自主財源の確保のほか、地場製品のPRや消費拡大、シティセールスの強化、関係人口の増加につながる重要な施策である。令和6年4月よりふるさと納税中間処理業務の本格運用を開始した地域商社とふるさと納税の状況等を把握することで、タイムリーな施策等につなげ、新規事業所の開拓や返礼品の開発、市内事業所との連携を図り、寄附額向上に向けた取組を進める必要がある。

国際交流については、市民の草の根運動的な活動により様々な事業が展開されており、今後とも活動の定着・拡大を更に図る必要がある。また、市内に居住する外国人就労者等を関係人口とするべく、交流活動を行う必要がある。

更に、市民自らが率先して地域づくりを担っていくことが求められており、今後そうした活動を行政は市民団体と協働して行っていく必要がある。

(2) その対策

① 移住・定住

U I J ターン促進により都市部の活力を取り込み、地域の活性化を図るため、本市の魅力を経験的な手法によりPRし、都市住民との交流事業などを展開するとともに、引き続き、ワンストップ型の相談窓口である移住・定住支援センターにおいて、移住者向けの様々な支援策の情報提供などのきめ細やかなサポートを行う。また、移住希望者の様々なニーズに対応するため、空き家バンクの登録物件数の増加を図るとともに、居住に関する支援や、新規就農者への技術指導など、その受入れのためのサポート体制を整備し、引き続き地域おこし協力隊等の制度を積極的に活用し、U I J ターン者が定着しやすい地域づくりに努める。

② 地域間交流

地域間交流については、恵まれた自然資源を積極的に情報発信するとともに、ふるさと納税については新規事業所の開拓や新たな返礼品の掘り起こしなど、事業所と連携し、引き続き魅力的な返礼品の開発を進めることによりシティセールスにつなげる。また、広域的な地域間交流として、県際交流事業、霧島山を取り巻く自治体間交流事業、歴史や鉄道を軸にした交流等について、自治体の枠を越えた連携・協働により、地域の活性化を図っていく。

国際交流事業については、市民活動の拡大・推進を図るとともに民間のノウハウを生かした国際交流事業の展開を図っていく。

これらの対策のほか、市民の自立を促し地域の活性化を図るために、市民団体活動助成事業などの市民が主体となって実施するまちづくり活動を協働により行う。

(3) 計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・ 地域間交流の促進、人材育成	(1)移住・定住	移住・定住支援推進事業	市	
		空き家バンク活動事業	市	
		お試し滞在助成事業	市	
		空き家賃貸借契約支援事業補助事業	市	
		新婚世帯家賃助成事業	市	
		定住促進奨学金返還補助事業	市	
		移住者住宅取得支援事業	市	
		移住支援事業	市	
		心のふるさと寄附金推進事業	市	
	(2)地域間交流	広域連携推進事業 (肥薩線・県際)	市・団体	
		霧島ジオパーク推進事業	市・団体	
		国際交流活動事業	市・団体	

	(5)その他	ぶらいど21事業 国際交流センター照明LED化事業	市 市	
--	--------	------------------------------	--------	--

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画における施設類型ごとの管理に関する基本的な方針は次のとおりであり、本計画においても当該実施方針との整合性を図っている。

【施設類型：市民文化系施設】

- ・ 国際交流センター照明のLED化により維持管理のコスト縮減に努める。

3 産業の振興



※関連するSDGs（持続可能な開発目標）

産業の振興は、過疎地域からの自立や持続可能な地域社会の形成、地域活力の更なる向上を目指す上で最大の課題である。本市の持つ地域特性・地域資源を有効に生かしながら各産業の振興を図り、働く場の確保や雇用を創出し、定住促進に努めなければならない。

(1) 現況と問題点

① 農業

本市の畜産を含む農業粗生産額は、令和6年において約275億円であり、そのうち畜産部門が86%、耕種部門が14%となっており畜産を中心として水稻や露地・施設園芸などを組み合わせた複合経営が主流となっている。

近年では、環境に負荷の少ない有機農業等を含む多様な栽培体系による生産に取り組む生産者も増加傾向にある。

また、本市は県内有数の米どころとして認知されており、優良な水田や県内一の作付面積の多いキャベツなどが生産されている畑地も有しており、畑地かんがい事業等による農業生産基盤の整備を進めている。

このような現状の中で、従事者の高齢化による担い手不足や近年の気候変動による品質・収量の低下、また、長期に渡るデフレ経済の影響、輸出大国間の紛争を起因とした資材・燃料等の価格上昇により農業情勢は厳しい状況下にある。

本市においても現在、少子高齢化・人口減少が本格化する中で、農業従事者や耕作面積の減少という事態に直面しており、今後も農業者の大幅な減少が見込まれ労働力不足や利用されない農地の増加が懸念される。

また、農地を適正に利用する経営体を確保するため、将来の担い手の育成・確保を推進するとともに地域計画に基づく担い手への農地の集積・集約化を基本としつつ、兼業農家等の多様な農業者が農地の保全・管理に一定の役割を果たしながら地域において持続的に農業生産が行われる環境の整備が求められる。

② 林業

本市は緑豊かな自然環境に恵まれ、面積の71%を森林が占め、人工林においては収穫期を迎えた森林が増加し、多様な木材供給が可能となってきた。しかし、伐採後の植栽未済地の増加、担い手の減少・高齢化、下刈等の保育作業の労働力不足など多くの課題に直面している。

こうした情勢の変化や課題に適切に対応するため、森林の有する多面的機能を持続的に発揮させる多様な森林づくりを推進するとともに、森林組合や林業事業者と連携を強め、新たな技術・機械導入による作業効率化、就労環境の改善、路網の整備などを図り森林・林業・木材産業の活性化に努めなければならない。また、森林の役割に関する理解を深めてもらうため、ボランティア・企業による森林づくり活動などの森林環境教育や木育の推進を通じて林業を担う人づくりにも取り組む必要がある。

③ 畜産

本市の畜産は、従事者の高齢化によって飼養戸数が減少しており、特に和牛繁殖経営体の離農が多く肉用牛繁殖基盤の弱体化が懸念されるが、後継者等の規模拡大も進んでおり1戸当たりの飼養頭数は増加している。

一方、飼養規模の拡大に伴う家畜排せつ物の処理対策が課題としてあげられるが、昨今の肥料高騰への対応として良質堆肥を利用した土地利用型の農畜産業を推進するため、耕種農家と畜産農家が連携した取組が一層求められる。

また、近年の気候変動による夏場の気温上昇が家畜へ影響を及ぼし、生産性及び品質低下等の影響が懸念されることから、暑熱対策が必要となっている。

家畜防疫については、グローバル社会の進展によって持ち込まれる可能性のある口蹄疫やアフリカ豚熱等の海外悪性伝染病ウイルスの侵入防止対策が重要な課題である。

肉用牛繁殖については、生産基盤の弱体化が懸念されることから、新規就農者や後継者等の新たな担い手の確保が大きな課題である。

しかしながら、ウクライナ情勢を背景とした昨今の物価高騰による資材・飼料等の価格高騰等や牛肉消費の減退から枝肉価格が低迷し子牛価格に影響を及ぼしており、先行きの見えない状況から新規に肉用牛繁殖経営を開始するにはハードルが高い状況である。

このような状況ではあるが、Uターン等によって経営を引き継ぐ後継者もあることから、和牛繁殖センターでの研修等を通じた人材の育成・確保や繁殖雌牛群の基盤維持及び資質改良を推進する必要がある。

また、肉牛経営においても生産コストの上昇や肥育素牛の減少が懸念される中、コスト削減と安定的な優良素牛の確保が課題である。

酪農については、近年の飼料費を始めとするあらゆる生産コストの上昇や副収入となる子牛販売収入の減少等によって厳しい状況下にあり、これまで4回にわたる乳価の引き上げがされているものの引き続き厳しい経営状況が続いている。

養豚・養鶏についても、配合飼料価格高騰の影響が大きく厳しい経営状況が続いているが、企業畜産の規模拡大や新規参入また、経営継承により、戸数、頭数ともに横ばいで推移している。しかしながら、国内で発生している高病原性鳥インフルエンザや豚熱の侵入防止対策が重要な課題となっている。

④ 地場産業

進出企業を含めた既存企業は、九州縦貫自動車道等交通的利便性と南九州の中心に位置するという立地の優位を生かしながら、地域産業の要として定着している。しかし、その支援や育成対策においては十分とは言えず、既存企業へのフォローアップの取組を強化していかなければならない。

地場産業の振興は、東京、大阪、福岡などの都市部において物産展を開催し、物産品のPR等を行っている。また、高齢化、後継者不足、経営力、資金力などの問題もあり、流通・販売体制の確立にまで至っていない。事業継承や資金繰り安定化など、様々な面から支援を行っていく必要がある。併せて、消費者の多様なニーズへの対応や、観光との相乗効果に留意し、魅力ある特産品の開発・販売等に努めていくとともに、地域資源を活用した産業の育成や、農業との連携による地場産品づくりなど、新たな産業の創出を図る必要がある。

⑤ 企業誘致及び起業

本市には現在、従業員10人以上の企業が36社、100人以上の企業が3社あり、このうち市の指定企業は29社で、うち16社が製造業となっている。基幹産業が農業主体の本市において新たな雇用創出に関しては企業の新規立地に依存せざるを得ない状況にあるのが現状である。

企業誘致は、働く場所の確保や雇用の創出にきわめて重要な施策であるため、本市の地理的な条件を生かしつつ、企業が進出しやすい環境を整え、企業誘致による産業の集積を推進していく必要がある。

また、創業者の育成、起業、安定経営までの一貫したサポート体制を整え、近隣を含めた広域エリアから起業志望者を集め、地域活性化を図る必要がある。

⑥ 商業

地域商業をめぐる状況として、人口の減少や高齢化の進行による購買力の低下、経営者自身の高齢化や後継者不足などにより、廃業に至る事業者も多く見られ、集落によっては日常生活に必要な商品供給が困難な事例も見受けられるようになるなど、非常に厳しい状況におかれている。更に、圏域外における大型店の出店や商業施設の展開等により、地域の小売業は大きな影響を受け、疲弊している状況にある。

過疎地域において商店街・商業集積等は、地域社会の拠点機能を有すると同時に、地域における貴重な雇用の場となっており、地域住民への生活サービスの機能確保に総合的に対応する必要があることから、「まちづくり」や「地域づくり」の視点に立った取組を推進する必要がある。

⑦ 観光

「えびの市観光振興計画」を基に恵まれた観光資源をより有効に活かすことによって、九州新幹線の整備や東九州自動車道全線開通等交通網の整備による観光流動のストロー化現象の打開策をはじめとして、新たな観光ポイントとしてアウトドアビジターセンターや京町温泉駅観光交流センターの新設、足湯の駅えびの高原のリニューアル、誘客宣伝活動の充実、観光協会事務局の強化などを推進してきた。

しかし、本市の代表的な観光地であるえびの高原周辺の度重なる火口周辺警報の発令による観光客の減少、その他の観光施設の老朽化やサービスの低下などにより、本市入込客数は減少傾向にある。今後は引き続き「えびの市観光振興計画」を基に、体験交流のメニューや本市の観光地としての新しいイメージづくり、受入体制・観光資源の整備、観光誘客の促進を積極的に行っていく必要がある。

(2) その対策

産業の振興については以下の施策を基本に、必要に応じて県、市内事業者及び周辺市町村との連携に努める。

① 農業

農業については、外的要因の影響を受けやすい産業であるが、本市においては畜産と連携した土地利用型の営農振興が不可欠であり、主食用米や露地・施設野菜等の推進において、生産基盤の強化、安全な労働環境の整備、意欲のある担い手に対する機械等のハード面における支援などを引き続き講じていくと共に多様な栽培体系による農産物の生産振興に努める。

また、本市の農業を持続的なものとするためには後継者や新規就農者等の育成・確保が重要であるが、就農を促すためには地域内の遊休農地等を農業団地として整備し、個人または企業等が参入しやすい方策の検討も必要である。

農地の集約等については、地域計画に基づき営農意欲の高い担い手への農地の集約を基本としつつ、農業を副的に営む兼業的な経営体なども含め、多様な農業者が農地の保全・管理に一定の役割を果たすとともに、農業人口が減少する中においても食料生産の基盤である農地を維持・

確保するためには、畑地かんがい事業等の土地基盤整備事業を実施するとともに、農業生産基盤の整備・保全によって営農条件を整え、労働力不足化に対応するスマート農業を取り入れた生産体制の整備が求められる。

また、有害鳥獣対策として、新規狩猟者の確保と捕獲の支援に取り組み、防護柵の設置を推進し、飼料作物、農作物への被害軽減に取り組んでいく。

② 林業

林業については、持続可能な林業・木材産業の確立のために生産・加工・流通や木材需要の拡大を推進するとともに、施業の集約化・合理化や路網開設等に努める。

また、再造林対策においては森林組合等と連携して森林所有者へ働きかけを行うとともに、再造林等の効率化・省力化などを推進し、森林の持つ多面的機能を発揮できるように努める。

③ 畜産

畜産については、全ての畜種において配合飼料価格等の上昇に伴い生産コストが増加している中で飼養管理の見直しや、良質堆肥を利用した輸入に依存しない安全な自給粗飼料の確保によりコスト削減に努めながら生産性を上げることが重要である。

自給粗飼料の確保対策については、地域計画策定の中でコントラクターが活動する地域の担い手として位置づけ、農地の集約と自給粗飼料を供給する体制を支援する。

暑熱対策について、今後更なる夏場の気温上昇が懸念される為、各関係機関と連携し家畜の暑熱対策を実施し生産性の向上に努める。

家畜伝染病対策については、国内では高病原性鳥インフルエンザや豚熱の発生が確認されているが、豚熱については野生イノシシが媒体となって感染が拡大している可能性が高く、「常在危機」の意識のもと一層の農場防疫徹底の啓発が必要である。

肉用牛繁殖については、後継者や意欲のある担い手の規模拡大支援と高齢母牛の更新による資質改良を進め、購買者から求められる子牛生産を振興する。

また、肉牛については、生産コスト低減の取組や市内産の優秀な肥育素牛の導入支援を実施し、生産性向上による経営基盤の強化及び枝肉成績のフィードバックによる市内産種雄牛造成を進める。

酪農については、安全な国産自給粗飼料の確保による生産コストの低減に努めるとともに、性別別精液を活用した優良後継牛の確保を推進し、乳量の増産を図り所得向上に努める。

養豚・養鶏については、継続した農場防疫対策を行うとともに、夏期の異常とも言える猛暑対策を重点的に講じ生産性向上による安定した所得確保に努める。

④ 地場産業

各団体やグループによる地場産品活動については、経営力強化のための経営指導、販売ルートの確立や産業分類の壁を越えた商品開発等の取組を支援し、地域を支える個性的な地場産業の育成を図る。また、優良特産品の開発や普及を推進し、市民や市外に向けたPRを強化するために道の駅を活用してブランド確立と販路拡大を図る。

⑤ 企業誘致及び起業

企業誘致については、適正な土地利用や自然環境・市民生活に配慮しながら豊富な資源と地域特性を最大限に生かし、本市への移住・定住の促進や人口減少の抑制、特に若年層の流出防止につながるよう優良企業の誘致や既存企業の振興・拡大を図るため、迅速かつ適切な対応を積極的に行っていく。

特に、産業団地はえびのインターチェンジに隣接しており、本市の地理的優位性を最大限発揮できるため、物流関連業をはじめとする企業からの関心が高い。そのため、本市の地の利や地域資源を活用した企業誘致について、産業団地を中心に進めるとともに、国の経済対策や企業動向に注視した企業誘致の促進を図っていく。

起業については、起業希望者に対して、地域資源活用の助言や資金繰りをはじめ、創業に係る手続等に関する助言や情報の提供を関係機関と連携して行っていく。

⑥ 商業

商業については、経営安定のための雇用確保等に資する職場環境改善に取り組む中小企業者や、業務効率化、事業承継、販路拡大等の事業を経営計画に基づき持続的に取り組む小規模事業者等の支援を行うとともに、各種産業の特色に応じた施策を進めていくことにより、地域商業の再生及び活性化を図っていく。

また、人口の減少や高齢化の進行による労働人口減少の対策として、公共職業安定所等関係機関と連携し、無料の職業紹介事業を実施することにより、市内企業等の雇用確保を図っていく。

⑦ 観光

観光については、国民の余暇制度の充実や観光客のニーズの変化に伴い、新たな施策の展開が必要となってきた。施設面の整備として、施設整備を計画的に進めることによって、えびの高原など観光地の魅力度を高め、また、京町温泉駅観光交流センターを拠点に京町温泉の活性化を進め、市全体の観光浮揚につなげていく。

既存の恵まれた観光資源を生かし、交流人口の増に向けた施策を展開していくために、スポーツ観光の推進やアウトドアイベントの実施、道の駅等を拠点とした情報発信を進めていく。また、インバウンド対策についても、より一層の魅力向上のために携帯用端末への情報提供に向けた取組を実施することで、市内に点在する歴史的、文化的、そして地域特有の観光資源の魅力をも再発見し、活用することによって新しい価値を創り出す。そうすることで、農業振興、地域間交流促進等の関連する諸施策と連動させ、限られた財源の中で、本市の観光振興を進めていく。

(3) 計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	水利施設等保全高度化事業 白鳥1期地区 A=39ha	県	
		水利施設等保全高度化事業 白鳥2期地区 A=35ha	県	
		水利施設等保全高度化事業 大河平1期地区 A=23ha	県	
		水利施設等保全高度化事業 大河平2期地区 A=18ha	県	
		水利施設等保全高度化事業 大河平3期地区 A=16ha	県	
		水利施設等保全高度化事業 大河平4期地区 A=31ha	県	
		水利施設等保全高度化事業 苧畑1期地区 A=16ha	県	
		水利施設等保全高度化事業 苧畑2期地区 A=34ha	県	
		水利施設等保全高度化事業 苧畑3期地区 A=21ha	県	

	水利施設等保全高度化事業 田代・出水1期地区 A=31ha	県	
	水利施設等保全高度化事業 田代・出水2期地区 A=17ha	県	
	水利施設等保全高度化事業 長江浦1期地区 A=20ha	県	
	水利施設等保全高度化事業 長江浦2期地区 A=11ha	県	
	農業競争力強化農地整備事業 東原田地区 A=43ha	県	
	農業競争力強化農地整備事業 飯野麓東部地区 A=15ha	県	
	農地中間管理機構関連農地整備事業 上大河平地区 A=8ha	県	
	農地中間管理機構関連農地整備事業 今西地区 A=7ha	県	
	農業競争力強化農地整備事業 上浦地区 A=60ha	県	
	農業競争力強化農地整備事業 上島内・中浦地区 A=44ha	県	
	農業競争力強化農地整備事業 下島内地区 A=70ha	県	
	農業水路等長寿命化・防災減災事業 尾八重野3期地区	市	
	中山間地域農業農村総合整備事業 えびの南部地区	県	
	農業競争力強化農地整備事業 弁財天地区 A=13ha	県	
	用排水施設等整備事業 亀沢地区	県	
	農業水路等長寿命化・防災減災事業 西郷地区	市	
	農業水路等長寿命化・防災減災事業 上島内地区	市	
	農業水路等長寿命化・防災減災事業 浜川原地区	市	
	農業水路等長寿命化・防災減災事業 下大河平地区	市	

		農業水路等長寿命化・防災減災事業 岡元地区	県	
	林業	林道改良 木屋ヶ野線 L=200m W=4.0m	市	
		林道改良 鬼岩線 L=100m W=3.0m	市	
		林業専用道開設 木場添線 L=200m W=3.6m	市	
		作業路開設 天ヶ谷線 L=100m W=3.0m	市	
		作業路開設 寺園線 L=150m W=3.0m	市	
		作業路開設 柳ノ谷線支線 L=400m W=3.0m	市	
		作業路開設 宮ノ平線 L=200m W=3.0m	市	
		作業路開設 霧島線 L=250m W=3.0m	市	
		作業路開設 脇ノ平線 L=200m W=3.0m	市	
		作業路開設 中原5号線 L=200m W=3.0m	市	
		作業路開設 霧島7号線 L=400m W=3.0m	市	
		作業路開設 柳ノ谷2号線 L=400m W=3.0m	市	
	(5) 企業誘致	企業誘致事業	市	
	(6) 起業の促進	起業家支援事業	市	
		女性起業家デジタル人材育成支援事業	市	
	(7) 商業	その他		
		中小企業職場環境改善支援事業	市	
		小規模事業者持続化支援事業	市	
		地方版ハローワーク事業	市	
		住宅リフォーム促進事業	市	
		特産品ブランド認証事業	市	

		販路拡大等支援事業	市・団体
	(9)観光又はレクリエーション	観光施設整備事業	市
		観光案内板等整備事業	市
		プロモーション活動事業	市
		公衆無線LAN整備管理事業（観光商工課）	市
		自転車によるまちづくり事業	市
		えびの高原施設整備事業	市
		矢岳高原施設整備事業	市
		かわまちづくり事業	市
	(11)その他	中山間地域等直接支払交付金	団体
		担い手対策推進事業	市・団体
		スマート農業推進事業	個人・法人
		新規就農総合支援事業	個人
		農地中間管理事業	市・団体
		地産地消推進事業	団体
		鳥獣被害防止対策事業	団体
		野菜等価格安定対策事業	団体
		低コスト農業確立対策機械導入事業	法人・団体
		園芸産地強化対策事業	団体
		えびの産畜産物応援消費拡大事業	団体
		家畜防疫対策事業	団体
		肉用牛振興対策事業	個人・法人 ・団体
		酪農経営生産基盤強化対策事業	個人・法人
		生産性向上対策事業	個人・法人
		多面的機能支払交付金	市
		林業活性化事業	個人・法人
		鳥獣保護区周辺対策事業	個人・団体
		有害鳥獣対策事業	国・市
		園芸施設拡大強化推進事業	個人・団体

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
えびの市全域	製造業、情報サービス業等、 農林水産物等販売業、旅館業	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

※業種については、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第23条及び第24条の規定に基づくもの

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)その対策及び(3)計画に記載のとおり。

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画における施設類型ごとの管理に関する基本的な方針は次のとおりであり、本計画においても当該実施方針との整合性を図っている。

【施設類型：スポーツ・レクリエーション系施設】

- ・ スポーツ・レクリエーション系施設は、老朽化が直接的に利用者の事故につながることを考えられるので、危険個所の早期発見のためにも、日常的な点検等により劣化や損傷を把握する。
- ・ 照明のLED化などの維持管理コストの縮減に努めるとともに、定期的な施設使用料金の見直し、施設PRの促進などを検討する。
- ・ 老朽化が見られる施設の改修や修繕計画を作成し、適正な維持管理に努める。また、外国人旅行者にもやさしい施設案内等も整備しPRを図る。

【施設類型：産業系施設】

- ・ 施設の必要性について検証し、耐用年数が来る前に建替えを行うかどうかの検討を行う。
- ・ 大規模修繕や計画的な修繕を行わず、必要最小限で維持管理・修繕を実施する。また、産業系施設全体として、利用者が限られるため、民間への譲渡や指定管理者制度の利用を含めて今後の管理方針を検討する。

4 地域における情報化



※関連するSDGs（持続可能な開発目標）

(1) 現況と問題点

情報通信技術（ICT）の急速な進展に伴い、あらゆる分野でモノのインターネット（IoT）

の普及や人工知能（A I）の活用による多様なサービスやシステムの導入により行政や暮らし、地域産業にはデジタルの活用が必要不可欠となっている。

これらのデジタルの活用により地理的・時間的不利性を持つ過疎地域において、その制約や非効率性を解決する有効な手段となっている。

本市でも、業務の効率化と市民サービスの向上を図る目的で、行政事務の情報化等を進めているが、情報処理技術・通信技術の進展は著しいため、より効率的・効果的な技術の導入を図る必要がある。

高齢者の多い本市において、市民のICT活用や知識が十分ではなく、利用に関する不安などからデジタル機器の活用が浸透しているとは言えず、デジタル社会に対応してその恩恵を享受できるように、市民の利便性向上を図ることが重要である。

また、無線放送施設の老朽化等により、大雨や台風時において気象情報や防災情報が市民等に対して十分に伝達できていないなどの課題が挙げられていることから、迅速・的確な情報発信の整備が課題となっている。

(2) その対策

情報化の推進のためデジタルを活用したプランにより、効率的な電子自治体を実現する取組を積極的に進める。また、地域・市民のデジタル化促進やデジタルデバイドの解消を支援し、市民の利便性を向上させるための利活用方策について検討を行う。さらに、公式ホームページやソーシャルネットワークサービスを利用して本市の魅力を積極的にPRし、定住促進、産業振興や地域間交流の施策等に有効に生かしていく。

災害時における市民への情報伝達を確実に行うため、防災行政無線の整備を行うとともに一斉情報発信システム等による情報伝達手段の多重化・多様化を図る。

(3) 計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における 情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設 防災行政用無線施設	無線放送施設整備事業	市	
	(3) その他	公衆無線LAN設備管理事業（基地・防災対策課）	市	
		自治体情報システム標準化・共通化事業	市	
		公共施設予約システムオンライン化事業	市	
		医療MaaS・行政MaaS	市	
		避難所運営被災者支援システム導入事業	市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画において該当する公共施設等はないが、公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、新規施設の建設や施設の更新等が必要となった場合は、まず既存施設の有効活

用について検討し、将来的な維持管理コストの試算を実施した上で新規整備を判断する。

5 交通施設の整備、交通手段の確保



※関連するSDGs（持続可能な開発目標）

近年の車社会化の進行や情報化に伴い、市民の生活行動圏は拡大し、行政運営においてもその市民ニーズに対応した、広域的な連携・地域間交流という視点に立った施策も重要性を増してきている。

従来の道路整備を中心とした交通網の整備と併せ、公共交通の維持・確保の取組を今後も進めていく必要がある。

(1) 現況と問題点

① 交通

本市の交通網は、九州自動車道及び宮崎自動車道、国道3路線、主要地方道3路線、一般県道8路線を幹線網として、市道996路線が交差し形成されており、高速道路へのアクセス道路として、国道・県道の整備を進める一方、生活路線としての市道整備についても計画的に推進してきた。改良率は国道86.4%、県道82.8%（令和6年4月1日現在）、市道67.4%（令和6年度末現在）となっており、市道については未だ改良率が低く、地域の自立促進の重要な要素として、引き続きその整備に努める必要がある。

国道221号は、全線的に2次改良（歩道設置を含む）が急がれる。以前からその整備が急がれていた国道447号は、改良が進められている。

県道については、えびの高原小田線、京町小林線、矢岳高原京町線及び木場吉松えびの線は計画的に改良されている。しかし、えびの高原京町線は大幅に改良が遅れている。

市道については、東西の幹線道路である、えびの中央線の早期完成が最重点課題である。さらに、地区間を結ぶ道路や、公共施設へのアクセス道路の整備、学校周辺、公共施設の周りの歩道設置について、引き続きその整備に努める必要がある。

都市計画道路は29路線（延長47.28km）あり、用途地域内を優先的に整備しており、整備率は46.6%となっている。各種事業導入を図り、市内の車両通行形態に即した整備を行う必要がある。しかし、都市計画道路として計画決定され長期間が経過し、時代に合わせた見直しを行う必要が生じている。

橋りょう及び道路舗装については、大型車両の増加や経年劣化による損傷が著しく、走行時の快適性・安全性が低下していることから、的確な維持管理の推進を図る必要がある。

② 交通手段の確保

本市では、少子高齢化やモータリゼーションの進展を背景に利用者が減少している。

JR吉都線については、現在、JR吉都線利用促進協議会において利用促進策の検討を重ねており、日常利用等の施策を講じるものの利用者の増加につながっていない状況である。

路線バスについては、これまで国・県及び沿線自治体が運行にかかる経費を補助することにより路線バスの運行を維持してきた。一方で、宮崎交通が実施する高齢者を対象とした利用促進事業や、本市独自の施策「えびの市路線バス通学支援補助事業」等の実施により、減少傾向だった利用者が令和6年度は増加（前年度比）に転じた。

市内の広い範囲において交通空白地が存在することから、高齢者等を対象に移動手段の確保を

目的とした「えびの市タクシー利用料金助成事業」を平成27年度から実施しており、令和4年度には年間一人当たりの交付枚数を倍増するなど事業の拡充を図ってきた。また、高齢者の生活向上を図るため、市内において移動スーパー事業を展開する事業者に対し、「えびの市移動スーパー事業促進支援補助事業」を実施している。

今後も少子高齢化が進行すると予想されることから、地域公共交通の維持・確保や充実を更に図っていくことが重要である。

(2) その対策

① 交通

国道については、国道447号のトンネルも含めた真幸バイパスの整備促進、国道221号については、歩道のない箇所を整備を進める。

県道木場吉松えびの線、矢岳高原京町線及びえびの高原小田線については、計画的な整備を進めていく。

市道については幹線道路である、えびの中央東部線の早期完成に向け、整備を促進し、東部地区と中部地区を結ぶことで地域の利便性の向上を図る。

その他の市道改良についても、他の事業との関連も考慮しながら、また、財源確保を図りながら、通学通勤や生産活動にとって重要な路線から計画的に進めていく。

都市計画道路については位置づけ等に変化が生じている路線は、その計画の見直しを検討していく。

橋りょうについては、えびの市橋りょう長寿命化修繕計画等に基づき、5年に1回の橋りょう点検を実施し予防保全を目的とした修繕を、計画的に推進する必要がある。また、道路舗装については老朽化が著しい路線から順次、優先順位を立てて計画的に舗装修繕を進めていく。

② 交通手段の確保

地域公共交通については、引き続き国、県、沿線自治体及び地域住民等と連携を図り、利用促進策に取り組みながら維持・確保に努めていく。また、本市が実施する施策に対する分析・検証を徹底し、地域特性に適した利用促進策の構築や現施策の充実につなげていく。

(3) 計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(1)市町村道 道路	岡元椿堀線 (改舗)	L=860m W=5.0m	市	
		浜川原尾八重野線 (改舗)	L=350m W=5.0m	市	
		大明司耕地10号線 (改舗)	L=180m W=5.0m	市	
		大明司耕地20号線 (改舗)	L=280m W=5.0m	市	
		西長江浦演習場線 (改舗)	L=450m W=5.0m	市	
		栗下上江線 (改舗)	L=800m W=7.0m	市	

	大迫霧島線 (改舗)	L=900m W=5.0m	市
	えびの中央東部線 (改舗)	L=1,000m W=12.0m	市
	坊ヶ島耕地2号線 (改舗)	L=230m W=5.0m	市
	西郷徳満線 (改舗)	L=120m W=5.0m	市
	徳満線 (改舗)	L=120m W=5.0m	市
	前松原4号線 (改舗)	L=120m W=5.0m	市
	昭和耕地22号線 (改舗)	L=150m W=5.0m	市
	中島榎田線 (改舗)	L=200m W=13.0m	市
	鍋西1号線 (改舗)	L=40.0m W=10.0m	市
	鍋西3号線 (改舗)	L=100m W=10.0m	市
	永山灰塚1号線 (改舗)	L=300m W=10.0m	市
	昭和耕地19号線 (改舗)	L=100m W=5.0m	市
	馬渡2号線 (改舗)	L=150m W=5.0m	市
	えびの中央3号線 (歩道)	L=800m W=9.5m	市
	苧畑高野線 (舗修)	L=1,850m W=7.0m	市
	みやま霧島線 (舗修)	L=950m W=7.0m	市
	後池島線 (舗修)	L=700m W=7.0m	市
	飯野駅前本通線 (舗修)	L=400m W=7.0m	市
	木屋町通線 (舗修)	L=300m W=7.0m	市

	えびの中央6号線 (舗修)	L=1,000m W=7.0m	市
	高野開拓2号線 (舗修)	L=1,400m W=3.5m	市
	高野開拓3号線 (舗修)	L=500m W=4.5m	市
	西広寺通線 (舗修)	L=200m W=4.0m	市
	西長江浦線 (舗修)	L=1,000m W=7.0m	市
	上門前尾八重野線 (舗修)	L=1,600m W=7.0m	市
	大河平茶屋平線 (舗修)	L=2,200m W=7.0m	市
	岡元尾八重野1号線 (舗修)	L=2,300m W=7.0m	市
	西長江浦演習場線 (舗修)	L=1,200m W=7.0m	市
	御江殿1号線 (舗修)	L=430m W=7.0m	市
	大平落6号線 (舗修)	L=950m W=7.0m	市
	永山灰塚1号線 (舗修)	L=350m W=5.0m	市
	王子原運動公園線 (舗修)	L=1,200m W=7.0m	市
	上江線 (舗修)	L=900m W=5.0m	市
	大明司川鶴橋線 (舗修)	L=900m W=6.5m	市
	尾八重野開拓1号線 (舗修)	L=1,000m W=4.0m	市
	久保原1号線 (舗修)	L=300m W=4.0m	市
	岩次産業団地線 (舗修)	L=200m W=4.0m	市
	中浦墓先線 (舗修)	L=170m W=4.0m	市

		東川北耕地2号線 (舗修)	L=300m W=4.0m	市	
	橋りょう	平田橋 (橋修)	L=54.0m W=3.2m	市	
		小木原橋 (橋修)	L=74.0m W=9.0m	市	
		下谷川橋 (橋修)	L=5.3m W=4.1m	市	
		出水観音橋 (橋修)	L=20.0m W=8.2m	市	
		亀沢橋 (橋修)	L=130.7m W=4.1m	市	
	(9) 過疎地域持続的 発展特別事業				
	公共交通	生活路線バス運行費補助事業		市	
		タクシー利用料金助成事業		市	
		悠々パス購入費補助事業		市	
		J R 吉都線利用促進協議会事業		団体	
		路線バス通学支援補助事業		市	
	その他	移動販売支援事業		市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画における施設類型ごとの管理に関する基本的な方針は次のとおりであり、本計画においても当該実施方針との整合性を図っている。

【施設類型：インフラ施設（道路）】

- ・ 市民生活に身近な生活道路の整備促進を行う。

【施設類型：インフラ施設（橋りょう）】

- ・ 橋りょうに関して、個別に作成されている「えびの市橋梁長寿命化修繕計画」を参考に、長寿命化を図りながら、適正な維持管理に努める。

6 生活環境の整備



※関連するSDGs（持続可能な開発目標）

生活環境の整備については、これまでの過疎対策事業により改善が進んできたが、都市部との比較では依然として遅れており、未だ過疎化の要因のひとつになっていると考えられる。今後、本市のもつ豊かな自然環境や地域資源を生かした諸施策を推進し、人口定住化を図る上で、生活環境の整備は必要不可欠な課題であり、引き続き積極的な対策を講じていく必要がある。

(1) 現況と問題点

① 水道

本市の上水道は、昭和52年度から55年度にかけ、ほぼ市内全域を給水区域とする第三次拡張事業を実施し、その後、平成30年度からは、近年の大規模な自然災害等に備え、安全で安心な水道水の安定供給を維持するため、第二水源として深層地下水を利用した山内浄水場も稼働している。その結果、令和5年度末には水道普及率は95.9%となっている。

一方、水道事業の経営状況においては、人口減少や節水機器の普及等により、給水収益が伸び悩んでいる。

水道事業は、公営企業法が適用され、原則水道料金を財源とした独立採算制の企業会計方式により運営しているが、安全で安心な水道水を安定的に供給するために、健全な水道事業の運営を持続的に確保する必要がある。

昨今は、気候変動に伴う災害の増加が予測される中で、災害を見据えた施設の整備が求められているが、これに係る経費は多大であることから、国土交通省の実使用年数に基づく更新基準により、今後数十年後に迎える水道施設及び管路の経年化による改築又は更新については、計画的に整備を実施することで、更新時期の平準化を図ることが必要である。

② 生活排水処理

公共用水域の水質保全と健康で快適な生活環境を確保するために生活排水処理施設は欠かせないものであるが、本市は市街地が分散していることや厳しい財政状況を背景として、下水道等の集散的処理施設の整備計画は立てられない状況である。しかし、本市は河川の最上流部に位置していることから、生活排水による河川の水質汚濁を防止することは、社会的な責務となっている。

本市では、平成3年度から浄化槽設置整備事業を開始し、令和6年度末の生活排水処理率は76.4%となっている。

③ 廃棄物処理

循環型社会構築のため、ごみの分別や減量化、リサイクルの推進に努めてきたが、人口が減少しているにもかかわらず、ごみの処理量は横ばい傾向が続いている。廃棄物処理施設については、定期的な点検整備を行い施設の延命化を図ってきたが、施設の経年劣化が進んできている。

廃棄物の不法投棄についても、依然として減らない傾向にあることから対策を講じる必要がある。

④ 消防・防災

消防については、災害時における救助・救出活動など市民の生命・財産を脅かすあらゆる災害に対処する必要があるため、消防行政サービスを持続的かつ効率的に提供していくことが求められている。常備消防については、救急業務及び葬祭センターの運営と併せ、2市1町で構成する西諸広域行政事務組合による共同処理を行っており、本市にはえびの消防署が設置されている。

消防団については、要員動員力や即時対応力といった特性を十分に発揮し、地域における活動の一層の充実を図るため、消防団員の確保及び施設・設備の充実強化に取り組む必要がある。

また、防災に関しては、全国で激甚化している気象災害等の状況を踏まえ、「自助」及び「共助」によって地域住民が災害を乗り越える力を育むことが求められていることから、自主防災組織の設立や活動の支援を行うとともに、地域防災の中核を担う消防団との更なる連携を促進し、地域全体で安心安全を確保する必要がある。

⑤ 公営住宅

市営住宅は、令和6年度末現在で472戸あり、このうち262戸がすでに耐用年数を経過している。更新期を迎える市営住宅が増加している中で、安全で快適な住まいを長期的に確保する必要がある。

更に、高齢者や障がい者が安心して住める住宅づくりや、安心して子育てができるなどの、住みたくなる市営住宅づくりが求められている。

⑥ 空き家等¹

令和5年に総務省が実施した住宅・土地統計調査において、本市の空き家²数は2,870戸、空き家率は27.6%という結果であった。

また、令和5年度に本市で実施した空家等実態調査において、903戸の空家等を確認し、このうち老朽化が著しい空家等が39戸であった。

今後も、人口減少等により空家等が増加することが予想され、適切な管理が行われずに、放置される空家等については、周辺的生活環境に悪影響を及ぼすことが懸念されるため、空家等の所有者等に対して適切な管理に向けた啓発や情報提供が必要である。

(2) その対策

① 水道

上水道については、安全で安心な水道水を安定的に供給するため、水道事業の持続的な経営に必要な財政基盤の強化を図るものとする。

また、これまでに策定した「水道施設更新計画」、令和7年度に策定する「基幹管路更新計画」を基に、老朽化による水道施設の改築、耐震性を有する管路更新及び新たな水源開発の実施にあわせ、更新時期の平準化を図るものとする。

② 生活排水処理

生活排水対策は、自然環境保全の観点から社会的責務であるとの認識のもと、えびの市生活排水対策総合基本計画に基づき、総合的かつ計画的に対策を進めるものとする。単独処理浄化槽やくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換など本市の特性にあった効率的・効果的な生活排水対策を推進するとともに、広報啓発を強化し、市民の理解と協力を得て公共用水域の水質保全に努める。

③ 廃棄物処理

市民、事業者、行政が協働して、ごみの減量化やリサイクルの推進による持続可能な循環型社会の構築を推進していく。廃棄物処理施設については、定期的な施設整備を行い施設の延命化を図るとともに、美化センターについては大規模改修を行う。

廃棄物の不法投棄対策について、パトロール車両による巡視の強化、のぼり旗及び看板等による啓発の強化を継続して進める。

④ 消防・防災

消防については、常備消防との連携を強化するとともに、消防団員の加入促進に取り組む。ま

¹ 概ね1年以上、誰からも管理されていない空き家。

² ふだん人が居住していない住宅。

た、効率的で的確な応急対応を行うため、水利確保が困難な地域への消火栓などの防火整備の設置や、老朽化した消防車両及び資機材の更新を計画的に実施する。さらに、消火活動や火災予防活動に加え、自主防災組織などと連携し、風水害などの災害防除や地域住民に対する啓発活動の充実を図る。

また、市民の防災・減災に関する知識を醸成するため、自主防災組織への訓練支援や出前講座の実施を通じて地域の防災力向上に努め、官民一体となった災害に強いまちづくりを推進する。

市民の防災・減災知識醸成のため、平時から自主防災組織等の訓練支援や出前講座などを実施することによって、地域の防災力の向上を図り、官民一体となった災害に強いまちづくりを推進していく。

⑤ 公営住宅

公営住宅の供給を効率的かつ的確に行っていくため、予防的な維持保全及び耐久性の向上を図る改善を実施することによって、公営住宅の長寿命化及びライフサイクルコストの縮減を図る。

また、人口や世帯の減少、社会・経済情勢等の変化、公営住宅に対する需要等を見ながら計画的な維持・補修・建替を検討していく。

⑥ 空家等

空家等の適切な管理については、所有者等の責務であるため、所有者等に対して適切な管理の啓発や情報提供に努める。また、周辺に危険な影響を与えるおそれがある空家等については、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく特定空家等に認定するなどの対策を検討していく。

(3) 計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(1) 水道施設 上水道	水道施設更新事業	市	
		水道管路更新事業	市	
		水道未布設区域対策事業	市	
	(2) 下水処理施設 その他	浄化槽設置整備事業	市	
		(3) 廃棄物処理施設	美化センター改修事業	市
	(5) 消防施設	小型動力ポンプ付積載車配備	市	
		消防ポンプ自動車配備	市	
		消火栓設置事業	市	
(8) その他	自主防災組織育成・強化事業	市		

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画における施設類型ごとの管理に関する基本的な方針は次のとおりであり、本計画においても当該実施方針との整合性を図る。

【施設類型：上水道施設】

- 令和4年度策定の「施設更新計画」に基づいて、適切な維持管理に努める。

【施設類型：公営住宅】

- 既に耐用年数を過ぎている住宅がある。今後の人口動向の変化や市営住宅の需要に応じて、適切な維持管理を行う。また、公営住宅に関しては、令和3年度策定の「えびの市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、中長期的な維持管理に努める。

【施設類型：供給処理施設】

- 供給処理施設は、延べ床面積が大きい施設が多いため、更新費用を抑えるためにも、施設の長寿命化を図る。また、環境に配慮した運営を心がける。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進



※関連するSDGs（持続可能な開発目標）

本市の65歳以上の高齢者人口は7,677人、総人口比率45.68%（令和7年4月1日現在）で、令和3年と比較すると65歳以上の高齢者人口は減少しているものの、総人口の減少数が65歳以上人口の減少数を上回っているため、高齢化率は令和3年と比較して2.62ポイント上昇している。

また、国立社会保障・人口問題研究所により令和5年12月に公表された人口推計結果によると、本市における65歳以上人口は減少に転じている一方、75歳以上人口は令和12（2030）年まで増加が続くと見込まれている。

住み慣れた地域で、健康でいきいきと安心して暮らせるように、えびの市総合計画に掲げる基本目標をはじめとする各種計画に基づく施策を展開するため、地域福祉推進体制の充実を図る必要がある。

(1) 現況と問題点

① 高齢者福祉

高齢化率の上昇に加え、本市の総人口減少や定年延長制度の導入といった状況を反映し、地域の役員のなり手不足が課題となっている。令和7年4月1日現在における高齢者クラブ会員数は1,439人であり、クラブ役員の成り手不足や会員数減少により単位高齢者クラブの活動休止又は廃止が生じている。

本市は令和6年度から令和8年度を計画期間とする高齢者保健福祉計画を策定しており、高齢化が進む中、これまで以上に関係団体及び地域と連携した高齢者福祉施策の推進が求められる。

地域住民主体による地域支え合い活動や避難行動要支援者の見守り体制の確立を推進しているが、地域福祉活動は市内全域で取り組む必要があることから、中学校区単位で地域福祉推進会議を実施し、「みんなで支え合う地域づくり」を推進している。さらに、今後は、多様化する福祉ニーズに対応していくため、地域住民をはじめ、行政機関、社会福祉協議会、地域福祉推進会議、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO、福祉サービス事業者等がそれぞれの役割を担い、協働と連携によって地域福祉を着実に推進していく必要がある。特に、超高齢社会において増加する

避難行動要支援者への災害時の対応を見据えた具体的取組や体制づくりが重要である。

また、人口減少が進む中、介護保険制度の持続可能性を確保しながら、十分な介護サービスの確保だけでなく、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を推進してきたところである。

今後は本市において新たに取組むこととした重層的支援体制整備事業により構築した相談支援機関との連携を通じ、介護・障がい・子育て・生活困窮分野などの複雑化・複合化した課題に対する包括的な支援を講じるとともに、社会とのつながりづくりや地域全体で課題を認識し、みんなで支え合うことができる地域づくりの一体的な推進を図り、本市の地域共生社会づくりを目指す。

第9期えびの市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定時に行った、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果より、高齢者の地域活動への参加、生きがいづくり、介護予防・健康づくりへの取組、認知症とその介護者に対する支援、医療・介護の連携といった項目への対応が課題として把握できたため、これらの課題解決に向けた取組や体制づくりが重要である。

② 児童その他の福祉

予測を上回る少子化の進行、就労形態の多様化、地域のつながりの希薄化等、児童を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てに不安や孤立感を抱える子育て家庭が増加している。本市の児童数は減少傾向にあるが、女性の就労状況をみると国、県水準を上回っており、一人で日中過ごす小学生のいる家庭の割合が高い状況にあるため、放課後児童クラブのニーズは高い傾向にある。本市全体では、放課後児童クラブの利用児童数は定員内に収まっているが、一部の放課後児童クラブでは定員を上回る傾向がある。そのようなことから、放課後児童クラブを必要とする子どもがサービスを受けられるよう利用ニーズにあった施設整備等の必要性がある。また、保育所等の既存施設には、老朽化している施設があり施設整備の必要性がある。子育て環境の変化に対応した支援施策や、老朽化した保育所等の計画的な施設整備を進め、子育て家庭が仕事と育児を両立でき、子どもを安心して産み育てることができる環境づくりを推進していくことが重要である。

本市の母子・父子世帯は、社会情勢、ライフスタイル及び価値観の変化に伴い増加傾向にある。これらの世帯は、社会的・経済的な面において、不安定な状況に置かれていることが多く、自立に向けた支援策を引き続き講じる必要がある。

子どもの貧困対策については、国の「こども大綱」において、子どもが将来にわたって夢や希望を持つことのできる社会の構築や、地域や社会全体で連携して対策に取り組むことが求められており、本市においても支援の届きにくい家庭への配慮や切れ目のない支援体制の構築など支援策を引き続き講じる必要がある。

障がい者が地域の一員として安心して暮らせるためには、就労支援、社会参加の促進及び自立した生活への支援等の充実が不可欠であり、地域生活支援事業の推進や地域の生活基盤の整備を図る必要がある。また、地域全体が障がい者や障がい者を取り巻く問題を正しく把握し、理解することが重要である。

高齢化等の様々な要因により、所得の低い世帯は増加傾向にあり、将来において生活困窮に陥る人が増えてくることが危惧される。近年の生活困窮に関する課題は、単に経済的な問題だけでなく、単身世帯の増加に伴う一人暮らしの高齢者世帯の増加や、自宅で亡くなられる件数の増加と相まって社会的な孤立や医療問題など複合的な課題へとつながるおそれがある。また、本人のみならずその家族に関する課題が絡み合っている場合があり、課題を抱える人や世帯の全体像を把握し、支援関係機関との連携によるきめ細やかな支援が必要である。

③ 保健

食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒など生活習慣が深く関与したがん、心疾患、脳血管疾患などの病気による死因が多くを占める状況である。疾病の予防・早期発見・早期治療の観点から、成人保健については、特定健康診査をはじめ、各種健（検）診を実施するとともに、保健師や栄養士による相談支援を行っているが、更なる各種健（検）診等の受診率向上と市民の「健康づくり」に対する意識向上に向けた取組が必要である。

母子保健については、こども家庭センターを設置し、子どもの健康診査や母子保健事業を推進

してきたところである。今後も引き続き、関係機関と連携して妊娠から子育て期まで保護者や子どもに寄り添った切れ目のない伴走型支援に努めていく必要がある。

(2) その対策

① 高齢者福祉

「えびの市地域福祉計画・えびの市地域福祉活動計画」及び「えびの市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき各種施策を実施する。

高齢者がその豊かな知識や経験を生かせる環境づくりとして、シルバー人材センターによる就労の場の確保及び高齢者クラブ活動及び高齢者のスポーツ活動等を通じた社会参加を支援することで、生きがいづくりや健康づくりを促進する。さらに、福祉タクシー料金助成事業により経済的負担を軽減することで、高齢者の社会活動の範囲を広げ、福祉の増進を図る。

本市の地域資源を生かしながら地域共生社会づくりを目指す重層的支援体制整備事業により、相談支援事業、地域づくり事業、参加支援事業の一体的な展開を図る。これらの事業をより効果的に推進するための取組として、各分野における支援関係機関の連携により支援を行う多機関協働事業及び支援が必要であるにもかかわらず支援を受けられていない人に対し、支援する側が外向き、必要な支援を届ける「アウトリーチ等を通じた継続的支援」を進める。

また、市民主体の地域福祉を推進し、支援を必要とする高齢者、障がい者及び子育てに悩む人を地域で支え合う仕組みや地域におけるちょっとした困りごとを地域において解決できる体制を構築することで、互いに支え合う地域社会の実現を図る。

介護保険制度では、高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を継続して営むことができるよう、住まい、介護予防・生活支援、医療・看護、介護・リハビリテーション、保健・福祉の5つのサービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の深化を図る取組を基本とし、その具体的対応策として、えびの市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の中で基本目標としている、「支え合い、助け合い、安心して暮らせるまちづくり」、「高齢者の生きがいづくりの推進」、「認知症施策の推進」、「地域包括ケアシステムの深化・推進」、「持続可能で安心して利用できる介護保険サービスの提供」の5項目について、多様化する新たな高齢者ニーズに対応できるよう事業を実施していく。

② 児童その他の福祉

児童福祉については、家庭相談員や民生委員・児童委員等と連携して、児童に関する相談・支援体制の充実に努める。また、「えびの市こども計画」（令和7年度～令和11年度）に基づき、多様化する保育ニーズに対して、幼児教育・保育、延長保育、病後児保育、障がい児保育、放課後児童クラブ及び子ども医療費助成等のきめ細やかなサービスや保育の担い手確保に努めるとともに、必要な保育所等の施設整備を進める。

母子・父子福祉については、母子・父子世帯の児童の健全育成と自立に向けた生活の安定を図るため、医療費助成等により経済的支援を引き続き行う。さらに、日常生活や子育て等に対する相談・支援体制を充実することで、母子・父子福祉の増進に努める。

子どもの貧困対策については、「えびの市こども計画」に基づき、見守り支援体制の強化や自立に至るまでの切れ目のない支援、行政・地域で連携した多面的な支援に取り組み、引き続き行政・学校・保育園等が連携した相談支援、ひとり親家庭に対する医療費助成や就業支援、地域における「こども食堂」や「こども宅食」等の事業の推進を図る。

障がい者福祉については、「えびの市障がい者計画」（令和6年度～令和8年度）に基づき、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、認め合い支え合う、誰もが自分らしく輝く地域共生社会の実現に向けて、引き続き、障がいのある人の生活を支援する様々な施策と適正な障がい福祉サービスの提供に努める。

平成25年12月の生活困窮者自立支援法成立を受けて、平成27年4月から市役所内に「えびの市生活・仕事支援室」を設置しているが、今後も生活困窮者からの相談と就労支援等を実施していく。

③ 保健

市民が健康で幸せに暮らせるまち「スマートウェルネスシティ構想」の実現に向けて策定した「元気で健幸なえびの市づくり計画」に基づき、全庁的な取組を推進し、市民の健康寿命の延伸と健康格差の縮小を目指し、「生活習慣の改善」及び「生活習慣病の発症予防・重症化予防」を図るため、市民一人ひとりの健康に対する意識の向上並びに、各種健（検）診等の受診率向上に取り組み、市民の健康づくりを推進する。

また、各種健（検）診等の受診後は、訪問等による保健指導を充実させ、疾病の予防及び重症化予防に取り組むとともに、定期的を受診することが自らの健康管理につながることから、健康増進に関する知識の普及、啓発に取り組み、市民の健康保持・増進に努める。

自殺対策については、総合的かつ効果的に推進するため、「えびの市自殺対策行動計画 第3期計画」に基づき、「誰も自殺においこまれることのないえびの市」の実現を目指し、関係各所属や機関等と連携して推進する。

予防接種事業については、疾病の重症化と死亡のリスクを軽減するために、国や県からの情報に注視し、医療機関との連携及び市民への予防接種に関する知識の普及、啓発に取り組み、接種率の向上に努める。

安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進するため、妊娠や出産、育児にかかる子育て家庭の負担の軽減を図るとともに、こども家庭センターを拠点に子どもの健康診査や母子保健事業を推進し、妊娠から子育て期まで保護者や子どもに寄り添った切れ目のない伴走型支援に引き続き努める。

(3) 計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(7)市町村保健センター及び母子健康包括支援センター	保健センター管理事業	市		
	(8)過疎地域持続的発展特別事業	児童福祉	子ども医療費助成事業	市	
		高齢者・障害者福祉	福祉タクシー料金助成事業	市	
	基金積立	子育て支援対策基金積立	市		
	(9)その他		妊婦健康診査事業	市	
			乳幼児健康診査事業	市	
			予防接種等事業（こども課）	市	
			不妊治療助成事業	市	
			延長保育事業	市	
			一時預かり事業	市	
	病後児保育事業	市			
	障害児保育事業	市			

	放課後児童クラブ運営事業	市
	ファミリー・サポート・センター事業	市
	地域子育て支援拠点事業	市
	第3子以降保育料無料化事業	市
	幼児教育・保育人材確保推進事業	市
	重度心身障害者児医療費給付事業	市
	障害者福祉タクシー料金助成事業	市
	重層的支援体制整備事業	市
	高齢者の生きがいと健康づくり事業	市
	生活困窮者自立支援事業	市
	認知症総合支援事業	市
	在宅介護支援センター運営事業	市
	介護予防事業（はつらつ百歳体操）	市
	高齢者配食サービス事業	市
	介護人材確保推進事業	市
	健康づくり推進事業（健康保険課）	市
	健康増進事業	市
	自殺対策事業	市
	後期高齢者健康診査事業	市
	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業	市
	予防接種等事業（健康保険課）	市
	感染症対策事業	市
	国民健康保険保健事業	市
	国民健康保険特定健康診査等事業	市

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画における施設類型ごとの管理に関する基本的な方針は次のとおりであり、本計画においても当該実施方針との整合性を図っている。

【施設類型：保健・福祉施設】

- えびの市保健センターに関して、施設の適正な維持管理に努め、経年劣化に伴う修繕等について計画的に実施する。
- えびの市養護老人ホーム真幸園に関して、施設の維持・管理運営は、指定管理者により行われているが、適正な維持管理が行われるよう適宜報告を受け、維持管理に係る指示をするとともに、経年劣化等に伴う修繕等について計画的に実施する。えびの市老人福祉センター、高齢者交流プラザに関しても、施設の適正な維持管理に努め、経年劣化に伴う修繕等について計画的に実施する。

8 医療の確保



※関連するSDGs（持続可能な開発目標）

全ての市民が、生涯を通じて心身ともに健康な生活を送るためには、高齢化が進行する社会に対応した医療機能の分化・連携を推進することで、住み慣れた地域で安心して適切な医療を受けることができる地域医療体制の確保整備が必要である。

(1) 現況と問題点

医療を取り巻く情勢は、医師不足の深刻化や医師・診療科の偏在などの厳しい状況から地域医療はもはや崩壊寸前であるとまで言われており、市立病院においても派遣元大学の医局員の減少による慢性的医師不足から診療体制の低下を招くとともに、患者数の減少につながるなど病院経営の厳しい状況が続いている。

このような情勢の中、地域医療に対するニーズは、少子高齢化の進展や生活環境の変化に伴い、多様化・高度化してきており、医療水準の維持に必要な医師、看護師等の確保、医療設備・機器の導入・更新による診療体制の充実が求められている。

団塊世代が後期高齢者となる社会を迎えるなか、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられることなどの実現を目的とした地域包括ケアシステムの構築に向けて、医療における役割を果たすため、地域包括ケア病床の増床、急性期治療後の入院やレスパイト入院の受入促進、地域医療連携室による市内や近隣自治体の医療機関や介護施設等との連携推進及び医療福祉資源の活用などに係る市民への情報提供や相談等を行っている。

地域医療における公立病院としての役割を担いつつ、新興感染症の拡大時に備えた院内感染対策・患者受入体制の整備、市内唯一の二次救急医療機関としての救急医療の維持を果たしていく必要がある。

地域医療において不足する看護職の確保については、看護職者育成の受け皿となっている小林看護医療専門学校生徒への支援等が本市医療機関への就職につながっており、今後も学校等との更なる連携が必要である。

(2) その対策

市立病院の安定した経営及び救急医療の維持には、診療体制の充実が不可欠であり、大学への医師派遣要請の継続、県の医師確保対策事業等の活用及び地元出身医師への働きかけなどを継続し、常勤医師に限らず非常勤医師を含めた医師の確保に注力していく。

また、今後の高齢者層の動向に鑑み、地域包括ケア病床の充実を図りながら地域包括ケアシステムにおける市立病院の役割を明確化していくとともに、地域の医療機関や介護施設等との連携を一層強化するため地域医療連携室の体制強化を図り、地域医療の中核としての機能を発揮できる診療体制の構築に努める。

医療設備・機器の導入・更新については、緊急性や必要度を考慮した上で、優先順位をつけながら進めるとともに、今後、新興感染症対策や他の医療施設等とのネットワークを活用した連携を見据え、電子カルテシステムを始めとするICTの活用による診療体制の充実を図っていく。

地域医療において不足する看護職の確保については、学校等と連携を図り、現在市が実施している補助制度等の周知に努め、本市への就職に結びつくよう取り組んでいく。

(3) 計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(1) 診療施設 病院	診療環境整備事業	市	
	(3) 過疎地域持続的 発展特別事業 自治体病院	医師確保対策推進事業	市	
	(4) その他	救急医療対策事業	市	
		地域医療対策事業	市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画における施設類型ごとの管理に関する基本的な方針は次のとおりであり、本計画においても当該実施方針との整合性を図っている。

【施設類型：病院会計施設】

- 電気設備の更新に当たっては、LED機器の採用を推奨し、経費の削減に努める。また、医療機器の購入に当たっては、年次的な部品交換を図りつつ、施設等の更新・改修中期計画により経費負担の平準化を図る。

9 教育の振興



※関連するSDGs（持続可能な開発目標）

市民の心の豊かさや生きがいの創造、自己実現の欲求に対応するため、学校教育、家庭教育、社会教育等の学習機会を、生涯学習として有機的に連携させ、新時代の学習のニーズに対応した学習推進体制の整備充実を図り、郷土に誇りを持てる教育により、過疎化からの脱却、地域の活性化を目指す必要がある。

そこで、人間尊重の精神を基調として「たくましいからだ、豊かな心、すぐれた知性」を備え、郷土に対する誇りと柔軟な国際感覚にあふれ、新たな時代を担っていく気概をもち、心身ともに調和のとれた人材の育成に努める。

(1) 現況と問題点

① 学校教育

人口の減少、少子高齢化社会が進む中、確かな学力を持った人材の育成が本市の活力ある社会の形成には必要である。学校現場では、児童生徒数の減少に伴い、学校が小規模化し、児童生徒が切磋琢磨する雰囲気・活力の低下、人間関係の固定化が進み、豊かな人間性を育む時期に大きな影響を与えることも懸念される。そのような中、小学校、中学校、飯野高等学校で系統性・一貫性のある指導を実施することによって豊かな心、優れた知性を備えた児童生徒の育成を目指していく。GIGAスクール構想第1期で整備した小中学校の児童生徒1人1台タブレット端末の配布及び校内のインターネット接続環境の整備により、デジタル教材の活用やオンライン学習が可能となり、双方向的な学びの実現や教育の質の向上が図られた。今後は第1期で導入した端末の更新を行い、ICT技術の更なる活用により子どもたちの学びを充実させ教育の質を向上させることや、校務DX化などによる教職員の働き方改革の推進を求められている。

教育環境においては、学校からの要望や施設の定期点検結果等を踏まえて、学校施設の維持管理を行ってきた。普通教室の照明は全てLED化できた。今後は、これまで順次取り組んできたトイレの洋式化を引き続き行いながら、教育環境の充実や防災機能の強化の観点から特別教室や屋内運動場の空調設備設置などの施設整備に取り組む必要がある。

学校給食は、心身の成長期にある児童生徒の健康の保持増進と望ましい食習慣を形成するために重要な役割を担っている。

飯野高等学校については市内唯一の県立高校であるが、全国的な少子化に伴い定員割れが続いている。

また、大学等の高等教育機関については、近隣に限られた専門学校しかないことが、若年層の流出や都市部での就業の一要因となっている。

② 社会教育

少子化が進行している今日、健全な子どもの育成を目的とする家庭教育の重要性を十分認識し、家庭の教育力の向上を図るため、保護者への啓発などの働きかけが必要である。

とりわけ高齢化が進行する本市では、心豊かで生きがいのある人生を実感できることが強く求められており、生涯学習体制づくりに大きな期待が寄せられている。また、市民図書館は、少子高齢社会・情報化社会において、生涯学習の拠点として重要な役割を持っており、多様化・高度化する地域住民のニーズに応える施設として、その環境を充実させていく必要がある。

③ 生涯スポーツ

本市における生涯スポーツ振興は、余暇の有効活用や健康増進を目的としているが、高齢化や人口減少などによりクラブ等の会員は減少傾向にあるため、会員確保や運営維持に苦慮している状況である。

生涯スポーツ振興の拠点となる施設については、様々なスポーツ競技に対応できる施設や設備が不十分であり、大規模な各種スポーツ大会や各種交流事業の実施に対して、市民からの要望等に応えられない状況がある。また、既存施設の経年劣化により、計画的に改修等を行っているが、老朽化対策が課題となっている。

(2) その対策

① 学校教育

児童生徒数の減少に伴い、学校が小規模化し、児童生徒が切磋琢磨する雰囲気・活力の低下、人

間関係の固定化が進み、豊かな人間性を育む時期に大きな影響を与えることも懸念される中、本市独自の小・中・高校の一貫教育によって系統性・一貫性のある指導を実施するとともに、教職員の資質・能力の向上を図ることも重要であり、教育研究センターの活用により教職員研修の継続的な実施を行っていく。

教育環境の充実には、きめ細かな指導体制の確保が必要であるため、市内小中学校の全学年で「30人学級」を行ってきたが、今後はこれまでの検証を踏まえた上で継続していく。また、GIGAスクール構想に基づき整備した教育ICT環境の維持・充実を図っていく。

教育環境の整備については、トイレ環境を改善するための改修事業を引き続き行いながら、教育環境の充実や防災機能の強化の観点から特別教室や屋内運動場の空調設置工事を年次計画で実施していくとともに、校舎などの学校施設の総量適正化、維持管理費用等を踏まえたライフサイクルコストの縮減、財政負担の軽減・平準化を目的とする学校施設長寿命化計画に基づいた予防保全の計画的実施に努めていく。

防災食育センターについては、平常時は安心・安全な学校給食の提供と食育を推進する場としての機能を持ち、非常時は食糧供給拠点として、有効活用を図るとともに、施設の適切な維持管理に努める。

飯野高等学校については、入学希望者を増加させるための支援事業など、生徒数の増加・学校の活性化につなげる施策を講じる。

② 社会教育

社会教育については、地域の将来を担う心豊かな子どもを育むため、家庭・地域・学校との連携を深め、体験活動等の機会を充実させるとともに、次代を担う青少年の人材育成を図るための施策を講じる。

教育の基本と言われる家庭教育の重要性を保護者が認識するよう、各種研修会や学習の場を提供するとともに、家庭教育学級等を推進していく。また、高齢者の生きがいのある生活のため、学習の機会と社会参加活動の充実を図る。

市民図書館については、地域住民のニーズに応えることができるよう、図書館資料や情報の収集整備を進めるなど図書館のサービスの向上を図るとともに、広域連携による相互利用を行い、情報サービスの提供を促進する。また、社会的にデジタル化が進んでいることから、電子図書館サービスにより広く読書の機会の提供を図る。

③ 生涯スポーツ

生涯スポーツについては、競技スポーツ、スポーツ交流の要であるスポーツ協会加盟団体や総合型地域スポーツクラブの維持存続に向け支援を行うとともに、安全にスポーツ活動が行えるよう施設の状況を勘案し、計画的に適切な維持管理を行い、安全確保を図る。

(3) 計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 校舎	小・中学校トイレ改修事業	市	
		小・中学校特別教室空調整備事業	市	
		屋内運動場	小・中学校屋内運動場空調整備事業	市
	(3) 集会施設、体育施設等 体育施設	運動公園整備事業 (市内4箇所 施設改修・整備等)	市	

		体育館等整備事業 (市内7箇所 施設改修・整備等)	市	
	図書館	図書館・資料館改修工事	市	
	(4)過疎地域持続的発展特別事業			
	義務教育	一貫教育推進事業	市	
	(5)その他	小・中学校 I C T環境維持整備事業	市	
		家庭教育学級事業 (幼稚園・保育園・認定こども園・小中学校)	市	
		市民大学・パソコン講座	市	
		社会教育団体育成事業	市	
		地域学校協働活動事業	市	
		青少年健全育成事業	市	
		図書館管理運営事業	市	
		飯野高等学校生徒下宿等費用助成事業	市	
		飯野高等学校生徒寮運営事業	市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画における施設類型ごとの管理に関する基本的な方針は次のとおりであり、本計画においても当該実施方針との整合性を図っている。

【施設類型：学校教育系施設】

- ・ 学校教育系施設は、教育としての役割だけでなく、地域の象徴的な施設としての役割、住民が寄り会う場所としての役割、また、避難施設としての役割等、その存在意義は非常に大きく、多岐にわたるものと考えられる。
- ・ 各学校については、施設の安全点検を行いながら、市内小中学校全体の中期施設整備計画に基づき整備を行っていくとともに、学校施設の長寿命化計画に基づく予防保全の計画的実施に努める。

【施設類型：社会教育系施設】

- ・ 施設の維持管理について将来にわたり多額の経費負担が必要であることから、長期的視野での設備更新、修繕等の計画が必要となる。
- ・ コストを勘案した効率化を図りつつ、市民サービスの向上を図ることで市民の役に立つ施設の実現を目指す。また、施設の更新時期に他の施設が新設される際には、複合化を検討する。

【施設類型：スポーツ・レクリエーション系施設】

- ・ スポーツ・レクリエーション系施設は、老朽化が直接的に利用者の事故につながる事が考えられるので、危険個所の早期発見のためにも、日常的な点検等により劣化や損傷を把握する。
- ・ 照明のLED化などの維持管理コストの縮減に努めるとともに、定期的な施設使用料金の見

直し、施設PRの促進などを検討する。

- ・ 老朽化が見られる施設の改修や修繕計画を作成し、適正な維持管理に努める。また、外国人旅行者にもやさしい施設案内等も整備しPRを図る。

10 集落の整備



※関連するSDGs（持続可能な開発目標）

集落において、市民同士が互いに支え合い、助け合うつながりは、本市の地域社会の基礎として成り立ってきた。しかし、近年の価値観の変化及び生活様式の多様化や過疎化の進展により、その機能は低下傾向にあり、コミュニティ活動や地域の貴重な伝統や文化が失われつつある。過疎地域からの自立や持続可能な地域社会の形成、地域活力の更なる向上のためには集落機能の維持・存続は欠かすことができない課題であるため、持続可能なものになるよう中長期的な展望を持ちながら、実情を踏まえた対策を講じていく必要がある。

(1) 現況と問題点

本市の、特に山間部の小集落においては、人口の減少や高齢化の進展により、集落が本来果たしてきた生活の基礎的な機能が低下し、集落そのものの維持・存続が危ぶまれて、大きな課題となっている。

集落の健全な維持・存続のためには、道路の整備や公共施設の適正配置等の行政による各種機能補完を行い、自治会活動や地域コミュニティの活動を活発化させ、集落機能の充実を図る必要がある。自治会や各種団体等で組織するまちづくり協議会の活動も、その集落が持つ課題を集落自らが解決していくために、今後ますます重要となってくる。

また、それぞれの自治会の活動の拠点となる自治公民館を、地域住民の学習の場、交流の場、生活文化の向上を図る場として位置づけ、それらをより一層充実させる必要がある。

更に、新たな生活空間、国民の憩いの場、美しい風格ある国土形成といった新たな過疎地域の役割を担う意味でも、集落において都市住民の受入体制などの整備も検討していく必要がある。

(2) その対策

集落の活性化については、自治会活動の支援や市民意識の高揚に努めるとともに地域おこし協力隊など外部からの人材支援制度の活用を図っていく。これからの人づくり、地域づくりにおいて、自治会活動はますます重要性を増してきており、「参加・協力・実践」によって自らを高めしていく住民自治を原則とした自治会活動を更に充実させるため、地区コミュニティセンターに集落支援員を配置しながら、機能の充実を図っていく。

さらに、若者の定住促進やUIJターン者の新たな受入れの場としての整備や、グリーン・ツーリズムなどの都市との交流事業の核としての体制整備についても、地域の自然や伝統との調和を図りながら検討していく。

(3) 計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(3)その他	地区コミュニティセンター照明LED化事業 自治公民館整備事業 まちづくり協議会事業 集落支援事業 地域活性化事業	市 自治会 まちづくり協議会 市 市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画における施設類型ごとの管理に関する基本的な方針は次のとおりであり、本計画においても当該実施方針との整合性を図っている。

【施設類型：市民文化系施設】

- ・ 学習意欲の向上と的確な情報提供を併せて市民の文化意識の醸成を図るため、コミュニティ・レクリエーション機能を持ち合わせた施設整備を推進し、市民参画の運営支援を行う。
また、施設の空きスペース等の利活用についても積極的に協議を行う。
- ・ 照明のLED化により維持管理のコスト縮減に努める。

1 1 地域文化の振興等



※関連するSDGs（持続可能な開発目標）

国や県、市の登録又は指定されている48の文化財等や、市内13の自治会で継承されている郷土の祭りや芸能などを、過疎地域の持つ新たな魅力へと整備していく必要がある。地域の特性や個性を子孫に伝え、郷土愛や生きがい、誇りを育てていき、同時に高齢者の社会参加の機会創出や、世代間交流促進の一助とする意味でも積極的に推進していかなければならない。

(1) 現況と問題点

地域の象徴とされてきた指定等文化財や郷土芸能は、過疎化に伴う後継者不足によって維持や伝承が困難になりつつある状況であり、大きな社会変化の中で失われていくことが懸念される。これらは、今後の過疎地域の活性化においても大きな魅力であり、その魅力を適切に保護・活用する体制の再整備も必要である。

本市の文化・芸術活動の拠点となる文化センターにおいては、えびの市芸術文化協会を中心に様々な事業が展開されているが、今後も適切な管理運営を実施するための環境整備対策として、

築40年以上経過し劣化が進行している施設等の大規模な改修が必要である。

歴史民俗資料館においては、常設展示や企画展による地域文化の情報発信や、各種講座・講演会、子ども対象の古代体験教室などを行っているが、来館者の感性を高めるなど運営の効果を高めるための館内環境整備が求められる。

また、昭和60年度から行われている埋蔵文化財調査は、国の重要文化財に指定された島内地下式横穴墓群出土品をはじめとして貴重な遺跡や遺物が発見されており、これらを観光振興にも積極的に活用していく必要がある。さらに、遺物などを持続して保管・収蔵する新たなスペースの確保についても検討する必要がある。

(2) その対策

地域の芸能・文化活動については、後継者確保・育成を支援しながら、発表の場の創出や地域間交流を促進し、地域の誇りとしての充実を図る。

また、郷土の誇りである豊富な文化財等の適正保護・保存のための環境整備を継続するとともに、観光資源として活用するための魅力発信を行っていく。更に、老朽化している文化施設等の改修整備を進め、一層の活用と参加・発表機会の拡充を図り、市民の文化活動の活性化を促進させる。

(3) 計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の 振興等	(1)地域文化振興施設等 地域文化振興施設 (3)その他	文化センター施設整備事業	市	
		文化財及び郷土芸能保存・活用事業	市	
		埋蔵文化財保存事業	市	
		歴史民俗資料館運営事業	市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画における施設類型ごとの管理に関する基本的な方針は次のとおりであり、本計画においても当該実施方針との整合性を図っている。

【施設類型：市民文化系施設】

- ・ 学習意欲の向上と的確な情報提供を併せて市民の文化意識の醸成を図るため、コミュニティ・レクリエーション機能を持ち合わせた施設整備を推進し、市民参画の運営支援を行う。
また、施設の空きスペース等の利活用についても積極的に協議を行う。

【施設類型：社会教育系施設】

- ・ 施設の維持管理について将来にわたり多額の経費負担が必要であることから、長期的視野での設備更新、修繕等の計画が必要となる。
- ・ コストを勘案した効率化を図りつつ、市民サービスの向上を図ることで市民の役に立つ施設の実現を目指す。また、施設の更新時期に他の施設が新設される際には、複合化を検討する。

1 2 再生可能エネルギーの利用の推進



※関連するSDGs（持続可能な開発目標）

本市は、太陽光、地熱、風力などの地域資源が豊富に存在しており、これらの資源を活用した再生可能エネルギー事業を地域の活性化や産業振興に結び付けていく必要がある。

(1) 現況と問題点

近年では無秩序な開発や導入によって自然環境や生活環境、景観への影響が懸念されるケースも見受けられる。再生可能エネルギーの導入を推進する一方で、その開発においては、周辺環境等に配慮し、本市の豊かな地域資源を持続的に利用することを目指す必要がある。

(2) その対策

本市では、自然環境にやさしい地域特性を生かした再生可能エネルギー導入を推進するために「えびの市地域再生可能エネルギービジョン」を策定している。再生可能エネルギーの利用の推進に向けては、同ビジョンに基づき、観光資源である景観の保全や自然との調和に配慮するとともに地域住民等の合意形成を図ることを求めている。

(3) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画において該当する公共施設等はないが、公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、新規施設の建設や施設の更新等が必要となった場合は、まず既存施設の有効活用について検討し、将来的な維持管理コストの試算を実施した上で新規整備を判断する。

過疎地域持続的発展特別事業分（再掲）事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	生活路線バス運行費補助事業 「具体的な内容」 小林～京町間の生活路線バスの運行に必要な経費から、生活路線バスに係る運賃収入、国・県から交付された補助金、小林市が支払う補助金を控除した額を補助する。 「事業の必要性」 交通弱者である高齢者や学生等の移動手段の維持、確保を図るため必要とする。 「見込まれる効果等」 交通弱者である高齢者や学生等の移動手段の維持、確保につながる。	市	左記に掲げる各事業については、当該事業の効果が一過性でなく将来に及ぶものである。
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	タクシー利用料金助成事業 「具体的な内容」 主に65歳以上を対象とした市内におけるタクシー利用料金のうち4割を助成する。 「事業の必要性」 交通空白地における高齢者等の移動手段の維持、確保を図るため必要とする。 「見込まれる効果等」 交通空白地における高齢者等の移動手段の維持、確保につながる。	市	
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	悠々バス購入費補助事業 「具体的な内容」 65歳以上を対象とした宮崎交道路線バス半年定期券購入費の半額を補助する。 「事業の必要性」 交通弱者である高齢者の移動手段の維持、確保を図るため必要とする。 「見込まれる効果等」 交通弱者である高齢者の移動手段の維持、確保につながる。	市	
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	J R 吉都線利用促進協議会事業 「具体的な内容」 J R 吉都線の利用を促進することにより沿線地域の魅力発信、同線の発展等に資する活動を行う。 「事業の必要性」 J R 吉都線存続及び利用促進の取組を図るため必要とする。	団体	

		「見込まれる効果等」 J R 吉都線の存続及び利用促進に資する取組が図られる。	
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	路線バス通学支援補助事業 「具体的な内容」 地域公共交通の維持・活性化を図るとともに、路線バスを利用して通学する児童生徒等の保護者等の負担軽減を図るため、通学定期券の購入費の半額を補助する。 「事業の必要性」 学生の移動手段の維持、確保を図るため必要とする。 「見込まれる効果」 市内外に通学する学生の移動手段の維持、確保につながる。	市
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	移動販売支援事業 「具体的な内容」 近隣に食料品小売店がなく、交通手段を持たない高齢者等の買い物弱者に対する移動販売事業を実施する事業者を支援する。 「事業の必要性」 交通弱者及び買い物弱者に対する支援として必要とする。 「見込まれる効果等」 交通弱者及び買い物弱者の利便性が向上することにより、地域に住み続けることができる。	市
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	子ども医療費助成事業 「具体的な内容」 子どもにかかる医療費を高校生相当まで助成する。 「事業の必要性」 子どもにかかる医療費の助成を行い、早期の治療を促進することにより、子どもの福祉の向上と健全な発育の促進を図り、子育て環境をサポートする。 「見込まれる効果等」 保護者の経済的負担を軽減することにより、医療を受けやすい環境づくりが図られ、過疎地域の人口減少に歯止めをかけ定住促進につながる。	市
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 高齢者・障害者福祉	福祉タクシー利用料金助成事業 「具体的な内容」 車両を保有しておらず、自らも運転できず同一世帯に車両所有者がいない75歳以上の高齢者を対象とした市内におけるタクシ	市

		<p>一利用料金の基本料金相当額を助成する。</p> <p>「事業の必要性」 高齢者の経済的負担の軽減及び移動手段の確保を図るため必要とする。</p> <p>「見込まれる効果等」 過疎地域における高齢者の移動手段の確保及び経済的負担の軽減につながる。</p>		
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 基金積立	<p>子育て支援対策基金積立</p> <p>「具体的な内容」 子育て支援事業（第3子以降保育料・副食費無料化事業）に要する経費の財源とし、必要に応じて事業に充てることとする。</p> <p>「事業の必要性」 子育て支援事業における安定的な事業を確保するため、子育て支援対策基金を積み立てる必要がある。</p> <p>「見込まれる効果等」 市独自の第3子以降保育料・副食費無料化事業に取り組み、特に経済的負担の大きい多子世帯への支援をすることにより、子どもを生み育てやすい環境づくりを推進するとともに少子化の歯止めにもつながる。</p>	市	
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 自治体病院	<p>医師確保対策推進事業</p> <p>「具体的な内容」 非常勤医師の確保、宮崎県医師確保対策推進協議会への加入。</p> <p>「事業の必要性」 非常勤医師については、常勤医師が不足し確保にも困難を極めている現状において、地域医療の核となるえびの市立病院では患者ニーズに沿った医療サービスの提供と救急医療体制の維持に必要。 宮崎県医師確保対策推進協議会の加入により、常勤医師採用に係る情報提供を受けられ、また、関係省庁等への医師確保に係る要望活動に参加するために必要。</p> <p>「見込まれる効果等」 非常勤医師については、時間外・休日等の救急医療対応に係る常勤医師の負担軽減や常勤医師の専門外の疾患患者への医療サービスが提供できる。 宮崎県医師確保対策推進協議会の加入により、当院にマッチングした質の高い常勤医師の情報を得ることができ、また、医師確保について、団体で要望することにより効果的な活動ができる。</p>	市	

<p>8 教育の振興</p>	<p>(4) 過疎地域持続的発展特別事業 義務教育</p>	<p>一貫教育推進事業 「具体的な内容」 幼稚園・保育園や小学校・中学校へのALTの派遣事業による英語教育への推進や、学力向上推進部会等による教職員の指導力向上を行う。また、えびのの教育について市民に知ってもらうための広報等を行う。 「事業の必要性」 児童生徒の発達段階に応じた教育を行うことで、教科に対する苦手意識の緩和や教師の指導力向上の推進を行う。 「見込まれる効果等」 児童生徒の発達段階に応じた教育を行うことで一貫性のある教育を推進することができ、児童生徒の安定した学校生活へつながる。</p>	<p>市</p>	
<p>8 教育の振興</p>	<p>(4) 過疎地域持続的発展特別事業 義務教育</p>	<p>小・中学校ICT環境維持整備事業 「具体的な内容」 小中学校の校内通信ネットワーク回線等の維持を図り、ICT機器の整備、ICT支援員の派遣等により教育ICT環境の維持整備を実施する。 「事業の必要性」 教育実践と教育ICTとのベストミックスを図ることにより、教師・児童生徒の力を最大限に引き出していくことを目的とするGIGAスクール構想の実現を図るもの。 「見込まれる効果等」 これまでの教育実践の蓄積とICT環境の整備により学習活動の一層の充実や主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善の効果が見込まれる。</p>	<p>市</p>	